

平成19年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成19年3月5日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成19年3月13日 9時36分			議長	坂口久信
	延会	平成19年3月13日 17時05分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席16名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	川下武則	出	9番	竹下武幸	出
	2番	見陣泰幸	出	10番	田口靖	出
	3番	浜崎敏彦	出	11番	岩島好	出
	4番	坂口久信	出	12番	山口光章	出
	5番	久保繁幸	出	13番	下平力人	出
	6番	吉田俊章	出	14番	木下繁義	出
	7番	恵崎良司	出	15番	田崎誓	出
	8番	末次利男	出	16番	中溝忠喜	出
会議録署名議員	5番	久保繁幸	6番	吉田俊章	7番	恵崎良司
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本太		(書記) 大岡寿憲			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島正昭	税務課長	桑原達彦		
	助役	木下慶猛	農林水産課長	高田由夫		
	収入役	矢壁稔	建設課長兼土地改良課長	永渕孝幸		
	教育長	陣内碩泰	収入役室長	坂本豊		
	総務課長	岡靖則	支所長	新宮義晃		
	企画商工課長	佐藤慎一	農業委員会事務局長	中島末博		
	財政課長	大串君義	教育委員会次長兼給食センター所長	川瀬勝芳		
	町民福祉課長	新宮善一郎	公民館長	寺田恵子		
健康増進課長	江口司	太良病院事務長	每原哲也			
環境水道課長	土井秀文	太良病院長	古賀俊六			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 平成19年3月13日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 経済常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第2 建設常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第3 総務常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第4 議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第2号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第3号 太良町副町長の定数を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第4号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第6号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第7号 太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第8号 太良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第9号 太良町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 太良町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 太良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第12号 太良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第14号 太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第15号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について
- 日程第19 議案第16号 中尾・大野辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第20 議案第17号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置の廃止について
- 日程第21 議案第18号 佐賀県西部広域環境組合の設置について
- 日程第22 議案第19号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第23 議案第20号 鹿島・藤津地区衛生施設組合規約の変更について
- 日程第24 議案第21号 平成18年度太良町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第25 議案第22号 平成18年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に

ついて

- 日程第26 議案第23号 平成18年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について  
日程第27 議案第24号 平成18年度町立太良病院事業会計補正予算（第4号）について  
日程第28 議案第25号 平成18年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について  
て  
日程第29 議案第26号 平成18年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について  
日程第30 議案第27号 平成18年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第4号）に  
ついて

---

午前9時36分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

去る12月の定例会で、各常任委員会へ所管事務調査を付託しておりましたが、その結果について御報告がなされております。

これより常任委員長の報告に入ります。

日程第1 経済常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（坂口久信君）

日程第1. 経済常任委員長の報告を求めます。

○経済常任委員長（竹下武幸君）

平成18年12月の定例議会におきまして付託されました所管事務調査につきまして、経済常任委員長の報告をいたします。

経済常任委員会では、1月23日から25日まで愛媛県宇和島市の果樹試験場・南予分場と、同じく愛媛県内子町にある「フレッシュパークからり」の視察研修をいたしました。

23日は、愛媛県立果樹試験場・南予分場での研修を行いました。南予分場は、総面積2.88ヘクタール、圃場面積が2.56ヘクタールで試験場の本館は新築中で4月1日オープンとのことでした。

試験場の研究を二、三紹介しますと、一つ、樹冠上部全摘果による隔年結果防止と品質向上、一つ、急傾斜地かんきつ園の新省力防除システム、一つ、不知火と清美の貯蔵などで、ほかにもたくさんの研究をされていました。

試験場では、部屋での説明もないまま、農学博士の高木信雄分場長から即園地での説明をしていただきました。

昨年は、8月までは雨が多く、9月から雨が降らずに、亜熱帯気候のように乾季と雨季とに分かれたため、今後の気候は極端になることが多いだろうと話され、また、現在温暖化が進んでいるので、極わせの栽培が難しくなるし、珠心胚実生の品種も弱いだろうとのことでしたが、早出し産地の太良町としては考えていかなければならないと感じました。

安いミカンが水がわり、中くらいは嗜好品、高いものは薬だと言われたが、何年か前から、温州ミカンに含まれるベータクリプトキサンチンは発がん抑制効果があるといわれ、段ボールにも「1日2個で発がん抑制」などと印刷されて宣伝しているものもあります。果皮と果肉が赤いブラッドオレンジ「タロッコ」を見せてもらいましたが、ブドウやブルーベリーに含まれるアントシアニンが含まれて抗酸化作用が期待されるとのことでした。ほかにも花粉症予防に効果があるとされるジャバラや発がん抑制が期待できるノビレチン、タンジェレチンを含むシークワーサー、毛細血管強化にヘスペリジン、それに骨粗鬆症予防にナリルチンも効果があるようです。まだまだたくさんありますが、品種によっても成分や含有量が異なるので、これを検定して、ミカンの販売宣伝につなげてほしいと思います。

河内晩柑がよいとのことでは食べましたが、高く売れるのが不思議な気がしたのですが、ミカンを買って食べるのは都会の消費者であり、その人たちの好むものをつくるのが大切であり、自己判断は慎みなさいとのことでは納得いたしました。今後は、皮をむいて食べるばかりでなく、ナイフで切って食べるオレンジ類も考えていくようにとのことでしたが、包丁もない家庭があるとのことなので、カットフルーツに向く品種の栽培も考えていかなければと思います。

産地が一つの品種に取り組み、それが失敗すると10年間停滞するとのこと、佐賀県のサガマンダリンや熊本の金峰なのかと思われた。

極わせ、わせ、普通、晩かんを25%ずつにしてはとのことでしたが、早出し産地の太良町ではそこまではやはり疑問で、早出しの比重を多くしてもと思えるが、現在の極わせの比重はやはり多過ぎるようである。

2日目は、内子町の「内子フレッシュパークからり」に研修に行きました。

ここは直売所の総称で特産物直売所、情報センター、レストラン、農畜産加工施設、この中にはパン工房、薫製工房、シャーベット工房、アグリ加工場など、経営されています。取り組みの経緯としては、果樹の露天販売や観光農園に取り組む農家があらわれ始めたことに由来します。農産物の輸入自由化、担い手の高齢化、農産物価格の低迷などの状況の中で、観光農業の成功に期待をされました。

平成4年に「フルーツパーク構想・基本計画」を策定されて、基本的には、一つ、農業にサービス業的視点を取り入れ、農業の総合産業化を進める。二つ、グリーンツーリズムなど都市と農村の交流を図る。三つ、農業の情報化・農業情報の利活用を図るの3点が柱になっているようです。

平成6年7月、特産物直売所の実験施設として「内の子市場」を開設し、産直のトレーニングを開始し、また同時に「からり直売所出荷者運営協議会」が誕生しています。

販売管理や情報ネットワークの必要性から、施設整備に合わせて平成7年度、11年度、14年度に情報系の事業、特に「からりネット」は、専用の農業情報端末から一般のファクスや電話音声、携帯電話に利用拡大し、直売所レジと農家のつながりは所得の向上に寄与しているようです。

平成9年4月に資本金20,000千円で創設され、ほとんどの株式会社形式の第三セクターが行政と農村漁業団体、商工団体などによる発起設立が多い中、内子町では、あえて広く住民に出資を呼びかけ、一株ずつ持ってもらう募集設立を行われて、その後2回増資を行い、現在資本金58,000千円で株主総数437名、1,160株のうち、町が700株、町民が460株で約6割を内子町が、残りを住民が出資している。第三セクターであるが、町が5割になるように、今回住民に増資をしてもらう予定だそうです。

つくるだけの農業から「つくり、売り、サービスする農業」の重要性を都市農村交流と情報利用による観光農業として展開され、平成17年度の販売総額が454,000千円で、現在直売所5カ所で、そのうち4カ所はアンテナショップで週1回、松山市に3カ所と広島市内に開店されています。

年間販売額7,000千円以上の出荷者が9人と高額売上農家が増加し、単作経営から直売所出荷型の少量多品目栽培や有機農業の農家もあわられるようになったそうです。

出荷者は町内の人で、そして、町内産に限るとのことで、魚は川魚しかとれないが、月1回漁協からの販売のお願いも断る徹底ぶりで、特例としては種子、お茶、ジュース、牛乳などで特徴を出していかないと直売所は大変でスーパーではないとはっきり言われたので、「たらふく館」とえらい違いだと思ったところでした。

店長は、売るだけではないけないと、年2回、ほかの直売所を視察研修されるそうで、憩いや安らぎも売ると言われたし、失敗したところの二の舞をしないことが成功する秘訣とのことでした。

消費者との交流として、農作業体験やそば打ち、うどん打ち、もちつき、リースづくり、草木染めなど体験メニューを設けて、都市との交流も深めておられます。

創立より8年経過し、40人の社員を雇用し、地域活性化のモデルとして全国的に注目を浴びて、年間利用者60万人を超え、消費者の安全・新鮮・低価格・手づくり・品ぞろえなど、さまざまな要求に対応できる施設に発展しています。平成17年1月からすべての出荷青果物は栽培履歴記帳を義務づけ、7月からはトレーサビリティシステムを導入し、全会員が取り組んでいるとのことでした。

店頭で端末で履歴が閲覧できるし、その提供情報は生産者氏名、農家画像、作物名、品種、圃場作業内容、農薬・肥料の名称、使用量、使用日などです。食の安全・安心が問われる現

在、たらふく館でもこのようなシステムが早く設置できればと思います。

たらふく館がNPO法人化してありますので、質問してみたところ、四国には1か所もないとのことで、直売所は商売だから商法や会社法で対応すると言われ、益金は留保資金か預金にしとくとのことで、災害などのとき、行政に頼れないからとはっきり言われました。たらふく館はその点も含め、どう考え、対応されるのか全員が疑問に思ったところです。

直売所にかかわるようになり、多くの女性は徐々に経済的、社会的に自立する女性が増加し、出荷会員の7割を女性が占めるようになり、女性らしいきめ細かい対応と意欲的な商品開発により販売額を伸ばした。それに比例して、家庭も女性たちの熱心さを理解し、支援してくれるようになったそうです。

太良町のたらふく館や愛菜館が今後、女性の生きがいの糧としての場所であってほしいと願いながら、経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で経済常任委員長の報告は終わりました。

## 日程第2 建設常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（坂口久信君）

日程第2. 建設常任委員長の報告を求めます。

○建設常任委員長（田崎 誓君）

議長の命により、建設常任委員長の報告をいたします。

平成18年12月の定例議会におきまして、議長発議で付託されました所管事務調査について、本委員会は2月7日から9日までの3日間、視察研修を実施し、2月23日には事後研修を行い、各委員の研修成果を集約いたしましたので、その結果を報告いたします。

今回の視察目的は、合併をしないで自立の町を決定した自治体がどのような計画で今後のまちづくりに臨んでいるのかを研修するため、大阪府熊取町及び貝塚市を研修いたしました。

熊取町は大阪府の南部、泉南郡に位置し、大阪都心部から約35キロメートルの距離にあり、東部を貝塚市、西部を泉佐野市で囲まれた東西4.8キロメートル、南北約7.8キロメートルの木の葉状の形をした面積17.19平方キロメートルで、人口が4万4,303人、世帯数が1万5,886世帯の町であります。

産業は、第3次産業が中心で68.8%、第2次産業が29.9%となっており、特に明治時代から鉄鋼業とタオルの生産が盛んに行われており、鉄鋼業においては、昭和38年以降には大手企業が進出し、海外市場への輸出や国内需要に対応する供給地として大きく発展を遂げております。

また、農業と綿業も盛んな地域として知られ、古くから「泉州玉ねぎ」「和泉木綿」が全国に有名でありましたが、時代の変遷とともに、地場産業は大きくさま変わりをしましたが、今も地場産業が脈々と受け継がれ、農業分野ではフキや水ナス、タマネギが栽培され、熊取

の特産野菜として全国の市場に出荷されています。

視察内容は、まず合併浄化槽設置事業についてであります。平成10年4月に策定した熊取町生活排水処理基本計画に基づき、下水道流域認可区域は下水道整備を図ることとし、それ以外の地域については、合併処理浄化槽の設置を促進し、生活雑排水の処理により、公衆衛生の向上を図るとともに、生活環境の保全に寄与する目的で実施されております。

現在までの経過としては、平成10年4月から平成18年3月までは合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱及び合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付が行われ、平成18年4月からは環境型社会形成推進交付金要綱及び交付取扱要領に基づき3カ年計画で実施されており、補助金は国が3分の1、府が3分の1、町が3分の1となっております。

総事業費が180,000千円、補助金所要額が60,000千円、計画年度が平成10年から平成25年度までで計画人口が4,000人となっていて、現在まで171基、1,152人分が整備されております。

合併浄化槽の整備方法は市町村設置型と個人設置型がありますが、コストなどを考え、今後も個人設置型で続けていくとのことでありました。

続きまして、水道事業においては、少子・高齢化や生活行動様式の変化など需要構造が大きく変化しており、給水量が減少すると見込まれ、さらに現在まで実施してきた各拡張計画による施設整備が耐用年数を迎え、更新が必要となり、今後経営環境が悪化していくものと考え、確実な水の需要予測に基づく水道料収入を把握するとともに、収入に見合った事業の見直し、業務の効率化などコスト縮減、経営効率化を盛り込んだ新しい計画として中期経営プランが策定され、実施されております。

給水人口は4万4,000人、1万5,600戸で、水は大阪府水道局から購入されております。

経営状況は、平成11年度末で累積赤字が約106,000千円と厳しい状況にあったため、コスト削減に着手、平成16年度までに赤字を一掃する計画でしたが、平成12年に大阪府営水道料金の値上げなどに伴い、平成16年度で約56,000千円の赤字が残ったとのことでありました。

しかし、熊取町でも料金を値上げし、努力してきた結果、単年度純利益も15年度が25,000千円、16年度が45,000千円と順調に増加しており、黒字経営となっている状況であります。

特に特筆すべきは、水道料金の徴収率が99%と高く、その理由を尋ねたところ、水道事業は地方公営企業の経営の基本原則に立ち返り、受益者負担が大原則であることから、未払い世帯には給水停止措置を行うとのことでありました。福祉減免も認めないという厳しいものでありました。

ただ、給水停止した場合は夜8時までは職員が残り、問い合わせなどがある場合に備えているとのこと、厳しい中でも細かい配慮がなされておりました。

給水停止については、平成17年度が126件、18年度が12月現在で87件とのこと、ほとん

どがすぐ納付されるとのことであります。給水停止までは督促状、催促状、給水停止予告通知を出し、それでも入金されない場合に停止となるとのことで、その後入金される場合は納付誓約をとっているとのことであります。

具体的な経営改革については、「収益増加への取り組み」として、水道料金体系の負担の公平化、水道料金集金制度の廃止による自主納付の促進と経費削減、滞納整理の充実とコンビニ収納等によるサービス向上、経営効率化への取り組みとして、経常費用の削減、それから嘱託化・委託化による職員数の削減、動力費の削減と環境への配慮、未納対策事務の効率化やお客様サービスの向上、漏水対応等の事務効率化を図ることが計画され、平成21年度までに74,000千円の効果見積額となっています。

次に、町営住宅整備事業については、耐用年数が大幅に経過した木造平屋住宅の建てかえに着手されていて、平成14年度に計画された建てかえ基本計画では、鉄筋コンクリートづくり5階建てエレベーターつきで、計画戸数120戸、総事業費が120億円となっています。

財源は、1期工事が公営住宅整備事業で補助率が50%でしたが、2期工事からまちづくり交付金に変更になり、40%の補助率となっております。

平成16年度に1期工事に入り25戸が完成、現在2期工事46戸が平成20年2月完成予定で進められていました。

しかし、平成18年2月に策定された行財政改革プラン「アクションプログラム」の集中的改革項目の中に「町営住宅整備事業の見直し」が上げられており、3期工事の建設時期は流動的であるとのことでした。

以上のとおり、非常に厳しい財政状況の中ではありますが、熊取町の各種施策は明確な理念や目標設定のもとに取り組み、また、説明に当たられた職員も自分の仕事に自信と誇りを持って取り組まれている印象を受けたところであります。

続きまして、貝塚市は大阪の都心部と和歌山市のほぼ中間に位置し、西側に大阪湾を、東側には和泉山脈を擁す、豊かな自然環境に恵まれた土地であり、面積は東西16キロメートル、南北4.8キロメートルの43.98平方メートルであります。人口は9万人で67%が第3次産業従事者となっております。

また、バレーボールのまちとして有名で、「希望のトス、未来にアタック貝塚市」を合い言葉に、行政の効率化と市民はもとより各種団体、企業、各種機関と連携したまちづくりを進められている市でありました。

貝塚市では、奥貝塚・彩りの谷農業庭園「たわわ」とすぶら・貝塚「ほの字の里」を視察いたしました。

「たわわ」は、農業用ダム建設が中止になったため、跡地の有効利用として、地域の活性化、都市住民の農業・自然体験や都市と農村の交流を促進するため、平成12年に地元町会による「農業庭園準備会」が発足し、同時に「貝塚ダム跡地整備検討委員会」を設置し、検討



の結果、一つ目が「市内外の人々が農業への理解と自然への親しみの心をはぐくむ交流拠点」として、二つ目が「自然環境の保全」として、三つ目が「農業の振興と地域の活性化の促進等」を目指して、農業庭園としての整備が進められたそうであります。

平成13年度から「農業庭園準備会」によりコスモスなどの花摘み園が試験的に実施され、平成14年には地元3町会の農業者を中心に構成された「農事組合法人 奥貝塚・彩の谷」が設置され、平成15年に農産物直売所「いろどりの店」を開店、平成16年には農業庭園が開園、総事業費は670,000千円とのことであります。

「たわわ」では、ポピー、ヒマワリ、コスモスなどの季節ごとの花摘みやイチゴの摘み取り、芋掘りなどの収穫体験、農産物・加工品の生産や販売、彩農園利用者への栽培指導などを行っており、自然散策を楽しむため園路の整備もされています。

農園は162区画あり、視察当日も各区画ごとに農作業をされている方々が見受けられ、都会と田舎が見事にマッチした風景でありました。

次に視察した「そぶら・貝塚ほの字の里」は、廃校となった小学校跡地の有効利用がなされておりました。

この学校は、明治5年に開校したそぶら小学校が平成10年に廃校となり、その跡地に林業・農業体験研修・交流施設として整備されたもので、地域住民の雇用創出や地域活性化に寄与しています。

この施設は、グラウンド、体育館、プール、山荘、倉庫については再利用が図られ、宿泊棟、温浴棟を新設されています。

総事業費が698,000千円で、このうち270,000千円は「林業構造改善事業」の国庫補助金でありました。平成10年から11年度に整備工事が実施され、平成12年4月にオープンされており、地元農事組合法人によって管理運営がなされています。

施設概要は、総面積が2ヘクタールで宿泊施設に客室、木工所、研修室、レストラン、売店が整備され、屋外バーベキューや宴会場もありました。また、田植え、稲刈り、芋掘り、タケノコ掘りなどの農業体験や炭焼き、ヒノキや杉の植栽、間伐等の林業体験もできることでありました。

また、新しい取り組みとして、地元婦人グループ「まめっ子クラブ」が結成され、施設内でみそ、つくだ煮等の加工食品等を販売されておりました。

年間利用者は、平成17年度中で12万9,000人、うち宿泊者数3,400人と多くの方々が利用されています。管理運営は農事組合法人「ほの字の里」で組合員数213人、出資口数6,003口、出資金額3,000千円となっています。今年4月からは、指定管理を受けるとのことでありました。

視察当時も平日でしたが、多くの利用者でにぎわっており、人気の高さがうかがわれました。

二つの施設を視察して感じたことは、大都市圏にもかかわらず、環境に配慮し、自然と調和した有効な土地の利用と活用、特に住民のニーズを的確に把握した施設の整備、非常に参考になったところであります。

太良町においても、後継者不足等による休廃農地が数多くあり、町の課題でもありますので、このようなアイデアを生かした取り組みが図られれば、地域の活性化につながり、雇用の創出等が生まれてくるのではないかと感じました。

今回の視察を終え、建設常任委員会では受益者負担の原則を念頭に置いた水道企業会計のあり方と、今後の各種施設の建設・整備については、住民のニーズを充分把握し、むだな経費を省く上にも、施設の再利用など有効な活用を図ることが重要であると再認識した次第であります。

これで建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で建設常任委員長の報告は終わりました。

### 日程第3 総務常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（坂口久信君）

日程第3．総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（末次利男君）

議長の命によりまして、委員長報告をいたします。

まずは、このたび故百武豊前町長の突然の御逝去に心から御冥福を申し上げます。後継者として、町民の大多数の負託を受けて岩島新町政が誕生いたしました。これから先の厳しい地方自治を生き抜くための町政の経営者として、まずは前町政の継承による残された諸問題の解決と整理は待たなしの状況にあると思います。人口流出防止の若者定住対策、医療費就学前無料化、雇用創出の受け皿づくり等々、現実的な課題に施策の効果を期待したいと思っております。

それでは、去る12月の定例議会におきまして付託されました所管事務調査について、総務常任委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る2月27日、町立4校と三里分校を視察し、本格的な少子化時代を踏まえた教育行政の現状と教育施設の将来展望について調査研究をいたしました。

視察順にまず、多良中学校であります。知・徳・体の調和のとれた発達を図り、時代を創造する心豊かで実践力のある生徒の育成を教育目標に掲げ、スローガンとして、集う喜び、わかる喜び、成長する喜びの三つの喜びで伸びる力を引き出すことで学力の向上と自立した人格形成がなされております。

要望としましては、渡り廊下の屋根の傷み、社会体育館のステージ下の水たまり、教室入り口ドアの老朽化、階段踊り場の雨漏れなどで、空き教室の活用状況は音楽室、ゆたたり

ルーム、保護者面談室、生徒の学習室、用具室、少人数授業室、パソコン室等でありました。

次に、多良小学校でありますが見つめ合い、学び合い、磨き合いの教育目標により、学ぶ意欲と基礎学力の向上を目指し、伸びる喜びを実感し、一人一人の輝きにあふれた学校づくりがなされていきました。問題点として、教室からの落下防止、下水路の清掃については年1回ぐらいは一斉清掃が望まれます。心理カウンセリング対象児童が数人いるようでありませぬ。

空き教室の利用状況につきましては、音楽室、コース別学習室、児童会室、わくわくルーム、わんぱくルーム、図書室、相談室、パソコン室、教具室、なかよしルーム等に活用されております。

下校ボランティアは保護者、地域ボランティアの協力と右側通行の徹底はできないのか。幼・小連携についても協議し、給食状況視察と試食体験をいたしました。

午後、三里分校に行き、校舎周辺の台風災害跡はあるボランティアの委員によって整備されました。

次に、大浦中学校であります母校に誇りを持ち、郷土を愛し、自他を愛する豊かな感性と創造性を発揮し、学び活動する生徒の育成、目指す学校像、目指す生徒像、目指す教師像を明確化しての研究実践がなされ、PTA活動の小学校、地域との連携、あいさつ運動、太良高校との交流など活動がなされていきました。

不登校問題は、いじめとは別で特に冬場に多く、復帰支援室で個別指導や週1回の専門的なカウンセリングによって、家庭と一緒に取組まれております。

施設面につきましては、平成15年、柔剣道場、屋外便所等99,000千円の建設費で立派な格技場ではあります、換気窓が東西面がなく、7月、8月、9月の夏場の試合、練習ではサウナ状態であり、改善が要望されました。

体育館につきましては、耐力度調査の結果、建てかえとなり、19年度予算に280,000千円の建設費が計上されております。

次に、大浦小学校についてであります、校訓である「ひこばえの心」強く・賢く・美しく、自分のよさを知り、友達のよさを認め、高め合う子供の育成を目指す子供像を目標に掲げ、実践活動の中で元気のよい素直で先生の話をよく聞ける、外で遊ぶ子供で運動レベルが高く、学習面も県平均を上回り、国語の表現力がいま一歩とのことであります。

学校は花いっぱい飾られ、申し分のない管理状況でありましたが、要望事項といたしまして、駐車場問題、旧用務員宿舎対策、低学年用トイレのシャワー室設置、学校安全対策として車進入どめ設置等が上げられました。

空き教室の活用状況につきましては、パソコン室、児童会室、会議室、ふれあい室、ミシン室、わっ歯っはルーム、生活科室、少人数学級室等に使用されております。

特に北側校舎につきましては、昭和38年建設で築45年が経過し、平成10年大規模改修がさ

れておりますが、耐震補強工事が迫っているような感じがいたしました。

続きまして、3月2日に現場の諸問題、学校の管理状況、空き教室の実態、児童・生徒数の動向など、今日的課題を踏まえ、全員の教育委員の出席を求めて教育行政の将来展望について意見交換をいたしました。

全国的な少子化による小・中学校統廃合や、余裕教室の利用が問題化し、特に児童・生徒数の減少による廃校は、過疎地だけでなく都市部においても発生し、地域の実情に応じた跡利用が検討されております。

本町においても昭和25年、499人だった年間出生数が平成18年度で72人となっておることから、地域性を考慮しつつ、学校施設配置など総合的に住民の意見、要望並びに児童・生徒数の推移を見ながら検討するときに来ていると思います。

学校施設整備状況につきましては、平成9年から平成15年までの7年間で設計工事費711,992千円の大規模改修によって前回の調査とは格段に整備されていましたが、財源を見ますと、基金充当272,692千円、起債446,300千円が投入されております。

太良町の総児童・生徒数の推移につきましては、昭和30年から40年代に約3,000人が平成18年度では多良小学校326人、大浦小学校358人、多良中学校191人、大浦中学校194人で総数1,069人であります。6年後には859人、9年後には726人と推計されております。少子化の波はいよいよ大浦小学校が40人1クラス時代に突入します。6年後には大浦中も学年1クラスになります。

このような状況を踏まえて、小・中学校併設校にするのか、中学校を統合するのか、中尾・三里分校はどうあるべきなのか、県西部学区の再編で太良高校はどうなるのか、課題が山積する中で、本格的な少子化時代に向けた学校施設の集約、教育環境の充実は論をまたない喫緊の状況であることから、総務常任委員会と教育委員会が定期的に研究会を持つことを確認いたしました。

社会状況の変化を踏まえた教育基本法の見直しは、「人格の完成」や「個人の尊厳」の普遍的理念は継承し、教育目標として「公共の精神」「伝統文化の尊重」が規定されました。

本町の教育目標はドラマチック太良にあります。

21世紀に活躍する太良町の子供たちがこれからの社会を担い、変化の激しい時代を主体的に生き抜く力が身につくよう、成果が目に見える学校教育の推進にあり、「幼保小中高」総がかり協議会での「基本的生活習慣の確立」は学力向上、人格形成上極めて重要であり、太良町の子供たちが「生きる力」を求め、心豊かで心身ともにたくましく育つように、教育委員会、校長先生、教職員、保護者、地域一丸となって実践活動が確実に児童・生徒を変えていることを感じた研修でありました。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（坂口久信君）

以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

ケーブルテレビを片づけるため、暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

#### 日程第4 議案第1号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（岩島 好君）

7ページの追悼式の予算の3,000千円についてですが、これは実際幾らかかりましたか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

3,000千円で契約をいたし、実行いたしました。

○11番（岩島 好君）

そしたら、ちょっとこれは専決処分ですから、予算を3,000千円組んで予算の範囲内でしたということじゃなくて、もう3,000千円で請けなわせた、それはどういう中身についてかの説明をお願いします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

これについては、白石町で実施された追悼式を参考にしまして、白石町では3,500千円程度の金額がかかっておりました。そこら辺を勘案しながら、見積もりについてもできるだけ安くお願いをしたいということで、まずお願いをして、このような金額になったわけなんですけれども、内容としてはまず祭壇、それと、祭壇には花を全部飾ってありましたので、花の費用まで含みます。それと、屋内外への設置、いろいろな諸経費、テントとかいろいろな諸設備をしてもらいました。それと、遺影の写真、祭壇のところに写真が飾ってありましたけれども、あれは特注で190掛ける165という大きな遺影で、あれはもう県外の業者に頼んでもらいました。それと看板ですね、駐車場の看板とかいろいろな看板です。それと、案内状、お礼状、式次第、そういうのも全部込んでおります。それと、視聴覚室と中央公民館の方の、自然休養村の方の2階の畳の部屋にモニターを2台設置しました。そのような諸経費、それとあと、最終的には実施をしたテープをテープとDVDにして、それも一式うちの方にもらうということで、そのような諸経費を全部含んだところで一応3,000千円で契約を

いたしました。

以上です。

**○16番（中溝忠喜君）**

今回行われたこの選挙は、町長選挙と、それから議会の補欠選挙のダブル選挙というように、町民の関心も高まって割方投票率の方もうまくいったんじゃないかなろうかというふうに思うわけですが、ところで、今全国的には、国民の中で20歳以上の有権者は投票の権利はあっても投票の義務はないんだというようなことで、そういうような考え方が非常に強くなって全く選挙に行かない、そういうようなタイプ、タイプというか、そういうグループの人がふえているというようなことで、今これは投票の問題というのは大事な国民の役割を担った問題でございますので、これはもう罰則制度にした方がいいのではなからうかというようにいろいろな意見も上がっておるわけなんですけど、そこで、太良町の場合、全くここ何年かは投票に行かないというような、そういうような有権者がおるのかどうなのか、その辺の把握はなされているのか。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

今回の町長選と町議選の投票率は83%程度ありました。皆さんが投票に関心を持ってもらって、選挙に関心を持ってもらって、このように高い投票率でありますけれども、都市部等では20%とか、30%の投票率でありますけれども、うちでだれが投票に来なかったというのは最終的なチェックはしておりません。これについてはいろいろありますので、高齢者で最終的に寝たきりの方なんていうのは実際投票ができないという状況もありますので、できるだけ私たちは多くの方が投票できるように期日前投票とか、いろいろなそういう施策がありますので、そういうのを利用して投票率を呼びかけている状況でございます。

**○16番（中溝忠喜君）**

いや、それは個人的ないろいろな客観情勢があれば、これはもうやむを得んです。そういうようなことではなくして、私はやはり選挙事務の立場としても、これはもう役場の役割として、やっぱり選挙を通じて反省の意味でも、あるいはまた選挙推進というか、選挙の啓発をするという意味でも、やっぱり投票結果の反省点ぐらいはつくるべきだと思うんですよ。それで、20歳代がどのパーセント、20代から30代、あるいは40代から50代、60以上が何%ぐらいのと、そういうようなデータはつくって、いろいろな反応を示しながら、いい知恵はないのか、高投票に向かってね。そういうような、した後の考え方として私は大事ではなからうかというふうに思いますよ。ぜひ、そういった方向でやっていただきたいと。全く個人的な問題じゃなくして、やっぱり20代、30代の人たちがここ何年か、健康なタイプでありながら全く行かないというのも、太良町にも何人かおるはずと私は思うもんですから、そういったデータも必要ではなからうかというふうに思うもんですから、お願いをします。

それから、9ページの河川総務費、これは大体18年度の急傾斜地崩壊防止対策事業の杉谷地区の事業だと思うんですが、これはもう終わってしまった後に委託料の1,015千円というふうに計上されてあるものですから、これはどういう内容に当たるのか、ひとつ御説明願いたいと思います。

**○建設課長（永渕孝幸君）**

お答えいたします。

9ページの委託料1,015千円の内訳ですけれども、工事が終わった後に用地測量をしなくてはならないようになっております。（発言する者あり）用地の測量ですね、その急傾斜で。全体72.5メートルですけれども、この分の用地測量になります。大体この委託料については19年度でというようなことでしてあったわけですけれども、工事が安くできたために、その工事費を委託料に組み替えて委託をすると、用地測量をするというふうな内容でございます。以上です。

**○16番（中溝忠喜君）**

そして、11ページの補正予算の給与費の明細内容を見ますと、ここに、これは管理職の特別勤務手当、これが42千円載っとるものですから、大体特勤手当というのは、以前は税務課の特勤手当とか、野犬狩りの特勤手当とか、こういうものがあったわけですが、全部廃止になって、もう特勤手当の姿は今見らんなどというような、そういうような時代になっておりますが、この場合の特勤手当というのはどういう内容になっているのか、その辺の説明を願いたいと思います。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

今回の給与費明細に載っている分については、選挙で期日前投票とか、選挙当日にうちの管理職あたりは全部職務代理者にしておりますので、その費用に充てております。うちの職員のみです。

**○3番（浜崎敏彦君）**

不在者投票の件についてお尋ねしたいんですが、8ページに委託料で載っているんですが、この内容とは違って、今回不在者投票の手续に来られた方が何名おられたか。それと、来られた方がすべて開票までに間に合ったかどうかというのをちょっとお尋ねしたいんですが。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

今回、不在者投票は町長選、町議選とも229名の方がしていちゃいます。最終的な数字、郵便投票なんかで請求をされて、実際しなかった方が何名かいらっしやいます。それについては、結果的には自分の都合で間に合わなかったとかということでこちらの方にも電話がありましたので、滞在地で投票ができない場合、こっちに帰ってきて、投票用紙を持って

くればできますよということで説明しましたが、何名かの方が実施できなかったという状況になっております。詳しい数字については覚えておりませんが、そういう状況になっております。

**○3番（浜崎敏彦君）**

そしたら、今回は日程が5日間だったでしょう。距離的な問題で間に合わなかったということはないですね。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

鹿児島とか東京あたり、いろいろなところにお送りしました。鹿児島の種子島でも、きょう発送すれば翌日着くという感じで、今大分早くなっておりまして、それと、こちらから送った情報も確実にその中身がどこに今着いているよという状況も把握できますので、私たちはそういうふうなのを管理しながら、できるだけ多くの方が投票してもらえるようにしております。

以上です。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

**日程第5 議案第2号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第5. 議案第2号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○9番（竹下武幸君）**

これはちょっと簡単なことですが、8ページの第7条中「負担付き」の漢字が簡単になっとつとですが、これは何か意味のあつとですか、ただ簡単になっただけですか。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。



これは、地方自治法の寄附金とか、そういうところの条項で漢字をこのように改正しますというふうに国の方でなっておりましたので、うちもそれに合わせて漢字をただ変えただけで、このような条項の改正が幾らかあっております。

以上です。

**○16番（中溝忠喜君）**

これは太良町議会委員会条例の一部なのですが、この中に「ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。」というように常任委員等の選任についてはなっておりますが、これは議長に専決権というのを与えるというふうに解釈していいんですかね。専決権を議長に、選任については与えるんだと、閉会中の場合は。そういうような考え方に立っているということですか。

**○議会事務局長（松本 太君）**

お答えいたします。

ただいま中溝議員が言われましたように、今までは必ず会議に諮って指名すると、それから、変更をすると、そういうことになっておりましたけれども、今度の自治法の改正によって、閉会中においては議長が指名できると、変更についても閉会中においては議長が変更できると、ただいま中溝議員が言われたように、議長がすることができるということになっております。

以上です。

**○16番（中溝忠喜君）**

私の言うのは、議長独自の考え方でもう決めていいのかということが専決権なんですから、そのことを言っているわけですが、そうなった場合に、これはもう閉会中、常任委員というのはやっぱり運営委員、あるいはまた特別委員、いろいろあるわけなんです、そういった場合に欠員になったときしかないと思うわけですよ、全部の人がそういうポジションについてしょうが。そういったとき、ほかのポジションについてとつば議長が自分の考えであんたはもうこっち来て、このポジションについてくいるというような指示ができるのかどうか、その辺で非常にやっぱり委員会同士の兼ね合いというものが出てきはせんかと、運営上ね。そういう判断に立つもんですから、これが執行されるということはどういう場合なのか、その辺の説明を願いたいと思いますが。

**○議会事務局長（松本 太君）**

お答えいたします。

この場合は、今回補欠選挙がございましたけれども、こういう場合において、補欠が入ってきた場合に、1人やめられたらその委員会1人欠員という空白の状態になります。補欠選挙があった場合に、今まででしたら会議に諮って議長が指名するということになっておりました。補欠選挙があっても、次の議会があるまでは新しい議員さんは常任委員になれないと

いう状態になっておりましたので、それを議長が指名することによって常任委員になるということになったものと解釈をいたしております。

以上です。

**○8番（末次利男君）**

8ページですね。今回、地方自治法の改正によりまして、助役が副町長制と、それから収入役が廃止されるということで、この8条に9条中「収入役」を「会計管理者」に改めるということを書いてありますけれども、町長の提案理由の説明の中に、収入役が廃止され、かわりに一般職である会計管理者を置くとされたという提案理由の説明がありましたけれども、9ページには経過措置も書いてあります。こういうことで、ここに（発言する者あり）8ページですよ。8ページになっておりますけれども、これは収入役を会計管理者に改めるという解釈ですかね。収入役を廃止して、一般職の会計管理者になすという、どちらですかね、これは。収入役を会計管理者に改めると書いてありますけれども、9条中の2ですね。この辺の解釈をちょっとお聞かせください。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

今回の改正については、地方自治法の改正でこのような改正になりますけれども、収入役を会計管理者に改めると、収入役制度を廃止すると、それで新たに会計管理者の制度をつくるということになっております。会計管理者については一般の職員の中から町長が任命するということになっておりますけれども、ここでは収入役を会計管理者に改めるということで条項を出しております。それと、経過措置で、今の収入役については任期中に限りその規定は従前の例によるということで、今回は御提案しております。

**○12番（山口光章君）**

8ページの9条ですね、それから9ページの10条、この改正に関する内容的なものを説明していただきたいと思います。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

皆さん方のお手元のところに新旧対照表をお配りしているかと思っておりますけれども、それを見て説明させてもらった方がわかりやすいかと思っておりますけれども、今回、地方自治法の改正で「吏員」については「職員」に改めるという改正になっております。

条文の41条の中では、「町長が吏員のうちから」という「吏員」を今回「職員」に改めると。それと、第10条の特定公共賃貸住宅についても、「吏員」というのが30条の中にありますので、それを「職員」に改めるということで、ただ呼称制、そういう名前の制度が「吏員」から「職員」に変わるということで、内容的には全然変わっておりませんが、そういう呼び方を変えるということになっております。今まで技術吏員とか事務吏員、それとか吏

員とか、その他職員等ありましたけれども、そういうのを全部まとめて「職員」にするというふうになっております。

以上です。

**○9番（竹下武幸君）**

もう一回、今、末次議員のところをお聞かせ願いたいと思います。

収入役を会計管理者に直すと。結局、収入役室長は会計管理者じゃなくて、収入役を会計管理者でと、その収入役室長はどがんなとですか。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

今回の改正については、収入役を会計管理者としておりますけれども、今現在、収入役室長がいますけれども、収入役室長はそのまま収入役室長だと。ただ、これはどういうふうな辞令になるかわかりませんが、その会計管理者を収入役室長が兼務するかどうかについては、任期が切れた段階での考え方だと思いますけれども、現状はそういうふうになるかと思っておりますけれども、その点については私が任命権者ではありませんので答えられませんけど、事務的には収入役制度というのがなくなって、今度は会計管理者ということになると、その会計管理者については一般の職員の中から町長が任命するというふうになっております。

以上です。

**○9番（竹下武幸君）**

もういっちょだけ。そしたら、今まで普通町三役と言ったのは町二役ということにくわけですね。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

今までの特別職というのは、これがなくなって、収入役制度の特別職というのがなくなるということですね。それで、今回から一般職になる会計管理者ということになりますので、そういうふうに三役制度はなくなるというふうな解釈で結構かと思っております。

**○3番（浜崎敏彦君）**

済みません、また関連ですが、今の説明を聞いておりましたら、一般職員の中から会計管理者を任命されると。収入役の代役ということであれば、この条例の中に書いてありますとおり、いただいた資料の6ページなんですけど、「事業の出納その他の会計事務及び決算に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。」とあるもんですから、町の財産というか、はっきり言って金ですね。金の出し入れをこの会計管理者にさせるという解釈をすれば、一般職員から任命するというのは余りにも重過ぎるんじゃないかなと。通常ならば、助役の方をお願いするか、それは今さっき課長が説明されたとおり、任期満了に伴った改正の場合に町長が任命されると思うんですが、この金の問題が大きいもんですから、やはり責任まで

ついてくるということになれば、その辺重々考慮していただいて、任命していただきたいと思いますが。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今回の収入役制度の改正は、収入及び支出に関して命令機関と執行機関を分離して、事務の公正を確保するため設置をされてきましたが、電算化あたりの状況からその役割は大きく変わってきたと。収入役は、本来の職務とは直接関係ない地方公共団体の政策決定に広く関与している実態があることから、当該制度を廃止し、より実態に即したものとするというところで、今回、会計管理者制度を設けるというふうになっておりますので、そこら辺については議員のおっしゃる今までの三役制度と若干違うことが出てきますけれども、これについては事務の適正化を図るということで、このような制度の改正や、今回地方自治法の改正が出ておりますので、今後そういうのを見ながら町長が任命されるかと思っております。

以上です。

○5番（久保繁幸君）

新旧対照表の4ページ、収入役の給与の区分が削除されまして、今お話を聞いておりますと収入役を副町長に改めるとか、会計管理者に変更ということではありますが、現在の4月1日からの施行の場合はどうのように変更になりますか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

経過措置を設けておりますので、4月1日からこれになりますけれども、収入役がいる限りについては、もともとの条項をそのまま使うということになっております。

○5番（久保繁幸君）

そしたらば、収入役は一応会計管理者にということになるわけですかね。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

収入役は収入役のままです。だから、今の収入役の任期については全部収入役で通すと。経過措置でうたっておりますが、収入役がなくなった場合については、その時点で会計管理者をするということです。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第2号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、  
本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第6 議案第3号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第3号 太良町副町長の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○15番（田崎 誓君）

この3号議案についても、これは2号議案と関連しますが、大体4月1日から施行するというふうに書いてありますが、今のお話を聞いていると、任期のある限りはこのままでやるというふうな話ですが、それはそれとしまして、管理職という名前が一応変わっていく、これで留任されるのはそれでいいとしましても、そういうふうな給与の面は今後変わった場合はそのままやるのか。それで、大体1名にすると。副町長は定数を1名とするということになつとるわけですから、だから、この辺は大体今の状態でいけば、大体今の助役、収入役、この任期というものはいつまでになって、そして、それから改正されるのか。その中身を求めたいと、こういうふうに思います。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まず、給与についてはそのままです、ただ呼称が変わるだけですので。

それと、任期については来年の3月31日までだと思っております。

○15番（田崎 誓君）

それじゃあ、来年の3月31日までとなっているということであれば、それを改正されるのは4月1日でこれ1人なすわけですか、その辺は3月31日が来たら、副町長は1人になすと書いてあるんですが、それはなすんですか。名前だけ変えるんですか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

条例で定数条例を定めなければならないと、今回地方自治法の改正になりました。これは、地方自治法第161条の第2項で、副知事及び副市長村長の定数は条例で定めると。今までは条例で定めてありませんでしたけれども、今回、こういうふうに条例で定めるということになっております。それと、定めた場合、今までに選任された助役としての任期の残任期間は同一の期間とするということですので、今まで助役に任期があるならば、その期間は残任期

間として任用するということになっております。

以上です。

**○15番（田崎 誓君）**

それじゃあ、12月議会において、その条例を変えるわけですか。その12月議会でやるんですか、その条例です。

**○総務課長（岡 靖則君）**

今回、定数条例を定めるということを出しておりますので、内容がちょっと私もわかりませんでしたけれども、今までも助役としていらっしゃいましたので、今回これが副町長となって、そのままの定数条例が1ということが出てくるというふうに解釈をしております。

**○16番（中溝忠喜君）**

私は、今回この副町長の定数条例というようなことが上がってきたもんですから、条例制定の動機というのが何なのか。今まで、助役の定数条例というのはなかったわけですよ。そうかといって、助役が副町長になったから、副町長は今後の行政の立場からすれば、役割、使命が違うんだというような、そういうような考え方があるのかどうなのか。この動機というのは、公の法で定められておるけんがしよんなし条例制定をしたんだと言われればそれまでですが、その辺の動機関係は定かじゃないわけですか。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

今まで、まず地方自治法の中に、市町村に助役を1人置くというふうになっておりました。今までがですね、地方自治法の中で。今回は条例で定数を定めるというふうになりましたけれども、この定める理由になったのについては、今まで100年以上この制度は続いておりましたけれども、地方公共団体が所管する行政分野や財政規模が拡大し、地方分権等により、地方公共団体がみずから判断し得る分野が拡大していることを踏まえて、町長を支えるマネジメント機能の強化ということで、呼称が変わって、今までの助役より副町長になると。

このように国の方からは、今回の改正については、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るためということで、このような制度改正がなって、呼称制度の変更とか、町長の今までの職務代理という機能から、町長の職務権限を委任できるような機能まで持たせるということで、今まで以上に権限を与えるということができるというふうになった次第で、このような制度改正になったわけでございます。

以上です。

**○16番（中溝忠喜君）**

いや、私が疑問に思っていることは、法の161条には、これはもう当然、助役の定数条例はうたわれておるわけですよ。しかし、今まで助役の定数条例はなかったでしょうが。法の161条にはうたわれておってなかったのに、今回、副町長ということではなければならない

というふうになつとるものですから、おかしいじゃないかと。何か役割、使命が変わったんじゃないかならうかというような疑問を持っているわけですよ。そういう法の建前じゃなければ、どうにも思わんわけですが、根幹となる法の161条にはそういうふうになつておるものから。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

今まで、町は定数条例を置いておりませんでした。市町村に助役を1人置くと。ただし、条例で置かないことができるということで、助役を設置しない場合については条例で定めなければならないとなっておりましたけれども、今までは助役がおりましたので、条例で定めておりませんでした。

今回、副町長の定数は条例で定めるというふうに法律で改正になりましたので提案しているわけですが、副町長の定数は原則1とする規定から、条例で任意に定めるということに今回なりました。だから、大きな市にあっては、副市長ということで2名制度を設けるとか、それぞれの分野を別々に持たせて、それぞれの事務機能を持たせるというふうな制度のところもありますけれども、太良町においては、まず1名でいいたいということで、今回提案をしております。

**○15番（田崎 誓君）**

この件については日本全国の法の改正ですから、日本全国の市町村があると思うんです、私は。それで、ほかの町村もそれに改正をするのかどうか。だから、太良町独自でできるのか、絶対その法に基づいてせにゃいかんのか、ほかの市町村もやっぱり調べる必要があると私は思うんですよ。だから、その辺をよく把握した上でこれはやらんと、このまま残してやる町村もあるかもしれない。だから、その辺をよく把握して、この改正なら改正をやる。そして、条例を変えるというふうにしないと、ほかの町村はこのままで、三役そのままでいい。それで、太良町だけするというのもおかしいし、だから、その辺が私たちは納得がいかないんです。だから、ほかの町村とよく調和をとりながら、太良町もやっぱり今後考えていかにゃいかんのじゃろうと、私はそういうふうに思うんですが、その点についてはどうですか。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

ほかの町村もこのような定数条例は出していると思います。県も昨年出しました、定数条例をですね。そのようにして、各団体、地方自治法の改正が施行されますので、それに合わせて、どこの団体も今、このような定数条例を出していると思います。

**○町長（岩島正昭君）**

ちょっとお答えします。

さっきの中溝議員の質問に対してお答えしますが、まず、4月から収入役が廃止になると。それで三役の1人が欠けるということで、他の市町村につきましては、市とか県、大きい市町村につきましてはそのかわりに、廃止した折に副町長を2名というふうなことを定めております。私の方の人口的にも小さい集落につきましては、他の市町村の動向を見れば、副町長は1名というふうな状況でございます。2名も置く必要——会計の収入役兼務という形もあるでしょうけれども、2名とればですね。うちの方はもう1名と、経費削減で1名というふうなことで決めておる状況でございます。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第3号 太良町副町長の定数を定める条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第7 議案第4号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第7. 議案第4号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○14番（木下繁義君）**

この新旧対照表の2ページに議員のところが上がって、それから、8ページに特別職の会計なんか上がっているようでございますが、これを見ますとき、私は議員の立場といたしまして、まず今までの新旧のこの料金の改定について、余り変動はないような感じがいたします。

そこで、やはり住民感情といたしまして、今年の19年度の繰入金あたりから見ますときに、約5億円近く繰り入れをされているというようなこと。そこで、これは議員みずから、もう少しめり張りをつけて取り組んでいくべきじゃなかろうかという感じがするわけでございます。それにつきましては、今まであちこちと視察をやってきております。ずっと念頭にあったわけですが、昨年、三重県の方に行ったところでも、三重県のこれは飯南町であります、176千円と、議員の報酬ですね。それから、その次の日は南島町に行ったんですが、ここは議員は205千円というように、非常に太良町は高いような感じがします。



それから、全国的に見ましても、やはり佐賀県はこの都道府県別の報酬から見ましても高いようであります。そういったことについて、これは特別職も10千円ぐらいの減額になっているようでございますが、もっともっとこれは思い切って、やっぱり住民感情としても削減を図っていくべきじゃなかろうかというふうな感じがするわけでございますが、これについて町長、いかがお考えですか。

**○町長（岩島正昭君）**

木下議員おっしゃるのはわかります。ただ、この検討委員会で、行政改革でもそこら付近は検討に検討を重ねてもらっておりますから、一概にこうしますとは言えませんけれども、今後もまた随時、この行政改革というのは委員会でもまだ継続中でございますので、そこら付近でまた検討したいというふうに思っております。

**○16番（中溝忠喜君）**

ただいま木下議員の方から質問がなされておりますが、私もこれはちなみに県下の報酬関係の概略を検討してみました。ところが、教育委員会の委員長、太良町が現在316千円なんですよ。ところが、白石の場合269千円、大町の場合198,100円、江北が214千円、それに上峰が257,500円、基山が313千円なんです。こういう県下の町村関係を見てみました。

そして、教育委員の場合、太良町は263,900円ですが、白石は198千円、大町は169千円、江北が168千円です。それから、上峰が207千円、基山が226千円ですよ。

それから、監査委員の場合を見てみますと、太良町の議会代表が446,900円。ところが、白石が261千円、大町が230千円、江北が206千円、それに上峰が194千円、基山が250千円と、非常に格差があります。それから、学識経験の太良町は536,400円ですが、白石が405千円、大町が241千円、江北は243千円、それに上峰が240千円、基山が281千円なんです。

それから農業委員も一緒なんです。これは太良町は309,500円ですが、白石が324千円、大町が193千円、江北は282千円、それに上峰が330千円。それから、委員は太良町が231,600円で、白石が202千円、大町が150千円、江北が176千円、それに上峰が259千円というふうに、もう段差がひどいわけですよ。

それで、私は今度の予算を見ましても、もうこれは今の状況から見れば、基金の取り崩しもことしは497,000千円ですから、約5億円なんですよ。それからまた、起債の方も430,000千円ですたい。こういう財政状況をやっていけば、これはもう大変なことになるものですから、やっぱりここで県下の情勢に歩調を合わせるというようなことで、議員みずからもやっぱり痛みを伴うというような、そういう垂範の気持ちになって私はやるべきじゃなかろうかと。少なくとも今の状況で5千円なり3千円なり下げていっておっても、とても県のレベルには到達しませんよ。やっぱり思い切ったやり方をやらんといかんじゃなかかと、私はそういうふうに危機感を強めておりますが、非常にこれは大変な状況じゃなかろうかと。やっぱり、いかにしてこの支出を減らしていくのかと、これが一番大事なんですよ。サービスは

なかなか減らされんわけですから、それで、いざ鎌倉というときは、金のなかないばしよんなかたいて、税金な上げんばしよんなかたいて、これはだれでもできるごとですもん。やっぱり税金を上げてサービスをいかにして持っていくのかと、これがやっぱり行政あるいは町政のノウハウですよ。そのことを考えれば、当然それぞれの担当の課は県下の情勢を十分検討して、再審査をして臨むという体制が私は大事じゃなかろうかというふうに思うんですが、どのように考えられるのか。非常に参考になるデータが出るとるものですから、どうなんですか。

**○町長（岩島正昭君）**

他市町村についてのその報酬額については、私もまだ未知で、そういうふうな資料の把握もできていなかった状況でございます。今、数字を提示していただきましたけれども、そこから付近については、まず執行部は執行部なりに調査いたしまして、確かにおっしゃるとおり、いかに支出を抑えるかということが今後の太良町に与えられた課題であると私も認識しております。今後、そこから付近も調査をいたしまして、議員御指摘のことにつきましては、今後、真摯に受けとめていきたいと思っております。

**○16番（中溝忠喜君）**

それで十分再検討をして、やっぱり臨んでいただきたいというようなお願いをしておきますので。それから、これは13ページに、ここに太良町歴史民俗資料館長がやっぱり突出して153,200円、現在報酬になっとるわけですが、これはもうほとんど130千円台なんです。これが一番当初つくられたときは私も記憶しておりますが、木下元教育長が一番最初なられて、木下教育長の当時とするならば、ある程度はやらんばいかんじゃなかかというようにことで立てられたのがその当時の相場だったんです。それで、このことはやっぱり少年指導員にしても130千円ですから、こういうような線で思い切ってやるべきだと、そのように思います。この点も十分検討していただきたいと思います。

それから、この報酬条例の中には、太良町の税等の収納嘱託員というの載せられておるわけですが、今回はこれが削除されていると。それで、このことは太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の中には、やっぱり町の事務、嘱託ですか、そういうものは予算の範囲内で別に決めるというように条例の中でなっておりますが、今回はこれから外されておるといのは何なのか。私は当然、その対象であるから、これは外す必要はなかじゃなかかというふうに思うわけなんです。その点について1点お尋ねしたいと思えます。

それから、基本額は大体58,500円なんです、月額ですね。そうして加算額として、現年度の収納額は100分の4、過年度の収納額は100分の6というふうになっとるものですから、この辺を考えれば、大体現年度の収納額というの何月からこれは出発するのか。4月からの収納額をやられちゃ相当な金額になるものですから、大体この執

行はいつからするのか。その辺の基準について説明願いたいと思います。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まず、前段の方からお答えしたいと思いますけれども、今回の報酬金額の額の改定については17年度策定の行財政改革プラン、行財政委員会で答申を受けまして、その当時の金額から平成20年度を目途で、4年間で10%の削減をするということで計画的に今減額をしております。で、今回は18年度に引き続き、19年度についてもそのような減額でまず出しておることを御理解願いたいと思います。

それと、税の収納嘱託員の報酬につきましては、条例から今回外させていただきましたのは、今後、こういう非常勤の嘱託員等を、職員も削減し、いろいろな業務をするときに要綱等を設置しまして、今要綱等がありますので、その中で金額もちゃんとうたい込んで、それで処理をしたいと思っております。

それで、今後このようなのが、病院の嘱託員制度を設けるとか、教育委員会関係でも学芸員を非常勤の嘱託員でしようかという話もありますので、そのようなものもそれぞれ要綱を設置しまして、その中で金額をちゃんとうたい込んでいきたいと思っております。

それで、あとの税の加算額の内容説明については、税務課長の方から説明をしてもらいたいと思っております。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

町税等収納嘱託員の現年度収納額分の100分の4についての算定の方法でございますけれども、例えば、8月の納期があるといたします。そしたら、8月いっぱい納期でございますので、8月31日を過ぎた時点、それから、20日以内に督促状を発送しなければならないというふうに税法で規定をされておりますので、太良町の場合は大体13日が区長配付でございますので、13日に督促状を配付しております。それで、収納嘱託員のその100分の4を算定する日付につきましては、督促状を発送した後の分について収納嘱託員がいろいろ折衝をされて、収納された分についてカウントしております。ですから、例えば8月31日に納期が来た。そしたら、9月5日ぐらいに収納してきましたよという分についてはカウントをしていません。それについてはチェックを全部しております。

以上でございます。

○16番（中溝忠喜君）

そしたら、18年度の実態として、どのような結果になっているのか、この現年度の収納額、あるいは過年度の収納額がどういうふうになっているのか説明願いたい。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

18年度の実績でございますけれども、今12月分の集計が手元にありますが、18年度の12月までの実績でございますけれども、過年度分については3,685,785円の実績でございます。3,685,785円、これは12月末ですね。現年度分については10,760,700円でございます。12月の時点です。

**○16番（中溝忠喜君）**

いや、そしたらね、今までやっぱりこういう制度をしていなかった当時とすれば、どのくらい率的に上がっているのか。これが始まったのは2年ぐらい前だったと思うんですが、やっぱり現年度の17,000千円という数字は大きいわけですが、これはもう現年度は割方取りよかと思うわけですよ。そして、それが8月末日ということであれば、6月に納税するでしょう。そして、8月に督促をやって、2カ月しかないわけですよ。それで現年度の加算分というようなことですから、これはあいとちょっとでん変わらんとやなかるうかと思うもんですから、やっぱりこの現年度の収納額というのはいかがなもんかというふうに思いますがね。

**○税務課長（桑原達彦君）**

お答えをいたします。

今、太良町の方では集合税ということで、住民税と固定資産税と国保税の10期で納期を定めて納めていただいておりますけれども、実際、各期につきまして督促の件数が、平均すれば600件から700件ぐらい毎月督促を発送しております。600件から700件といたしますと、大体納税義務者の約15%ぐらいの方が納期までに納めていただけていないということで数があります。それで、どうしても1期目、2期目、3期目、4期目と、次の月、次の月ということで滞納を繰り返されますと、倍々ゲームでだんだんだんだんだん納税額が多くなってまいります。そしたら、一人一人いろんな生活状況があるわけですが、50千円のところが次の年は100千円、次の年は150千円となりますから、どうしても納めにくいと、納められないという状況になりますので、できるだけその期に、次の納期限、例えば、6月分を7月が来る前に納めていただくように努力をしなければならぬというようなことで、収納嘱託員にお願いをいたしまして、そういう制度はつくってやっておるわけでございます。

以上です。

**○11番（岩島 好君）**

今の8ページの話ですけれども、今、総務課長は4年間で10%の削減というふうな話があったわけですが、私はどうもその辺が、何でん10%ばししゃがすぎよかと、そういう考え方に立っているのがおかしいんじゃないのかなと。補助金にしても何でも一律カット、カットと。やっぱり今、中溝議員から話があったように、例えば、教育委員長はよそと比べてどうなのか。高いのか、安いのか、これでいいのかというのを検討もせずに、単純に10%を4年間で2.5%カットしておりますよという、これは案だと私は解釈しておりますが、その点からまず説明を求めます。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

行革の委員会でも、そのような決定で最終的になったわけなんですけれども、特別職等のこういう報酬金額については平成17年度を基準金額として、それから平成21年度までにかけて、毎年2.5%ずつ、最終的には1割カットするということで決定をしました。それと、日額の報酬について5,500円は、もう翌年度から、18年度から4千円に額の確定ということになりましたけれども、ほかの町村のそのような金額までは確認をしておりますけれども、（発言する者あり）そのときはそういうふうには……。いろいろな事業はあるかと思えます。それぞれの町村のとは、担当課が個々に当たってはいるかと思えますけれども、私の方でそこまで全部集約をしておりますけれども、最終的にはその委員会決定をして、その答申を受けた段階で、私たちも、執行部もそれを真摯に受けとめて報酬等も減額するようしております。

それと、あと補助金の一律カットとかなんとかというものについても、それぞれの内容を見た上での策だと思っております。

○11番（岩島 好君）

あなたは今、行革委員会でごんして決めてもらうたけんという、その行革委員会そのものに私は不服を持つわけですよ。なしかて言うぎ、一番易しか方法じゃなかですか、憎まれもせんし、カットすればよかと。補助金もカットすればよかと。そぎゃん問題じゃなかつですよ、今の太良町はもう。必要なものには、例えば、報酬が安ければ上げてやる。そして、検討した上で下げてやると。検討もせんで17年度のを基準にして、10%、5%、2%カットと、これはだいでんでくつことですよ。こういうことを今太良町でやっていきよる時代では私はないと思えます。今までも、私もこいばかり言うてきたんですよ。

例えば、私が例で申し上げますと、今までの町長は第1産業はミカンでやらんばいかん、ミカンば何とかせんばと言いながら、ミカンの補助金ば10%ずつずつとカットしてきたじゃないですか。適正化事業にしても、何にしてもです。だから、それがいかんとであって、そぎゃんとはカットはせんでやって、カットをしてよかもんはもつとしてという、その検討を行革委員がせんと、その資料を取り寄せて行革委員に説明をしてやっていかんと、いつまでたつたっちゃ、これは3%カット、2.5%カットとずつとなるだけなんです。だから、ほかと比べると高い高いと、こうやらるわけですよ。

だから、今回、これを私は認めるわけにはいかんですから、もし認めるとすれば、それも検討して変更するという約束をしてください。

○助役（木下慶猛君）

総体的に答弁いたしますけれども、先ほど何遍も言うておりますように、行財政改革プランというのをいろいろ審議して、議会の方からも3人出してもらって、各種団体からして、そ

それぞれ検討をやったわけでございます。そのときに皆さんにお示ししたのは、5年間で1,137,000千円の軽減をやりますよということでお示しして、それを全協にもかけまして、それから、こういうものにも入ってきたわけでございますから、その答申をいただいて、例えば、今議題になっておりますこの特別職の非常勤のものの報酬につきましても、5年間で10%ですから、毎年2.5%ということで行っておるわけでございます。これはまだまだ今後続くわけですけれども、もしこれがそういうことだったら、先ほど言われたように、行財政調査委員会というのがあるわけでございますから、そこで改めて審議をしていただいたら、それに基づいて私たちは予算計上するわけですけれども、今の段階では、この答申をいただいた基準に基づいて減額をやっておりますので、そういうことで御理解願いたいと思います。

それで、前の町長の最初の答弁は、まず自分たちから削減するんだということで、私たち10%やったわけですけれども、議員さんにつきましては議員さんたちで決めてもらって、2.4%という率を出してもらって、この行革の中で定めてもらったものについて、執行部ではそれに基づきまして予算措置をやっていくわけでございますので、もしそれがあれだということだったら、それはもう改めてまた提案して審議にかけないと私たちは進めないわけでございますので、御了解願いたいと思います。

**○11番（岩島 好君）**

そしたら、今、行革委員さんも議員さんもおんさつということですから、行革委員会で私が提起しとる問題で協議をしますということをお約束していただけますか。

**○助役（木下慶猛君）**

そういう提案があったということは当然言います。

**○16番（中溝忠喜君）**

いやね、それは行革委員の責任ばったのような話になってしまうのですが、そういうことであれば、これは行革問題は、ほんな何日かの中で審議をしていっとるわけですよ。それであれば、やっぱり時間と暇をかけて、県下の情勢を十分把握しながら臨むという方向でいかざるを得んわけです。そのためには相当の日数もかかりますよ、そういう答弁であれば。やっぱり、私は非常に危機的な状況の中で、そして、今の太良町のこういう報酬関係を見てみた場合に、県下の情勢とすれば雲泥の差があるじゃないかというような実態が出てきとるものですから、このことについては、いかにして支出の方をカットしていくのかということとは行財政改革の大事な使命なんですよ。そういうような上に立って新たな提案をしているわけですから、検討もしないような答弁であるならば大変と私思いますよ。それならば、行革委員会はもっと新たな方向づけで、そして、再審査をしながら臨む以外にはないですたい、そういうあれであれば。

それで、実態がこういうふうであれば、やっぱり執行機関としても謙虚に受けとめて、どうすることが一番ベターなのか、やっぱり検討する必要はあるというふうに思うもんですか

ら、そのための問題提起をしているわけですよ。そうしないと、税金を上げるわけにはまいりませんよ。住民サービスを下げるわけにはいかんわけですから、やっぱり10年、20年先を考えて今の行政も立っていかんばいかんわけですから、そういう実態に今立たされとるわけですから。それで、県下の情勢から言うて、議員の報酬にしても高いということであれば、みずからカットして、執行部としてもやっていかんばいかんじゃなかかというようなことを言っとるわけですよ。そういう段階に今課せられとるもんですから、こういう事実が出てきた上で言っとるわけですから、何もその行革が出したことが変えられんという、その法的な根拠も何もなかわけですから、そういう実態の中で私は問題提起をしとるわけですから、もう少しはやっぱり検討してもらわんばいかんと思うとります。どうでしょうか。

**○町長（岩島正昭君）**

お答えします。

さっき中溝議員に対しての答弁をしましておりに、執行部は執行部なりに他市町村の実態を把握したいということで時間をくださいというふうな答弁をしたわけでございますけれども、うちはうちなりに他市町村の場合を調査したいというふうに思います。

**○14番（木下繁義君）**

ついでに私も言わせてもらわんばいかん。

今、行革委員そのものが、中溝氏あたりも行革委員になっております。やはり町長も住民から選挙で選ばれた人、我々もそういったことで、今二大の議員制であります、やっぱり住民から非常にこういった太良町の危機感の問題を訴えられて、これはもう当然、議員みずから身を切ってやるべきということだから、早急にでもそういった協議会を持って、検討に検討をしていただくということが大前提でなからんば、何年とかかかって10%どん削減しよったっちゃ間に合わんとですよ。やっぱり時に応じていかんば。また、議員みずから言いよつとやっけん、もう少し積極的に取り組む必要があつとやなかろうかと私は思います。

それから、前はもう言わんでおったんですが、島原の三角あたりに視察に行ってもわかるように、これはもう太良町は本当に高いです。そいけん、まず行革委員会でも一緒、他の市町村あたりの資料でも十分に寄せて、そして、検討してもらわんぎとどうして、ただそのときばかりの行き当たりばったりじゃどうしようもなかと思うですよ。

それから税務課長、あなたにまいっちょお尋ねしますが、やっぱり不納欠損額なんかでん、追跡調査はその後やっておりますか、ちょっとお尋ねします。

**○税務課長（桑原達彦君）**

お答えをいたします。

不納欠損額というのは、未収金のうちにいろんな事情で徴収ができない分を処理するというのが不納欠損額でございますので、不納欠損額については追跡調査の必要もございませんので、追跡調査はいたしておりません。しかし、不納欠損に至るまでの未収金については、

本議会、あるいは前の議会あるいは決算委員会等で御説明をしておりますように、一人一人をすべて追跡調査して、財産調査をした後に不納欠損をしているということでございます。

以上でございます。

**○14番（木下繁義君）**

それはもうあなたの言われるように、やっぱり地方自治法の18条で不納欠損額の処理というふううたってあります。それは、やっぱり転居不明とか、行方不明とか、回収不能とか、それはわかっておりますよ。しかし、そこまでいくまでにどれだけの努力をされているかということですよ。それはもう処理すつとが一番易しかことたいね。しかし、これだけみすみす3,000千円、6,000千円と毎年毎年処理されよっちゃどうして、取るべきものは取らんでや。やっぱり住民の痛みをもう少し、執行部もひしひしと受けとめて取り組んでもらうということが大事と思いますが、どうですか。

**○税務課長（桑原達彦君）**

お答えをいたします。

木下議員御指摘のとおり、不納欠損額が少なければ少ないほど健全な税の徴収体制だということとは十分理解をしております。それで、17年度を例に挙げますと、未収金の方々の追跡調査の結果、行方不明とか、もう既に死亡されていて相続される方がおられない。あるいは法人につきましては、会社が消滅しておると。あるいは滞納者の固定資産について競売にかけられたと。競売の結果、配当がないような部分、それについてはすべて一つ一つ調査をしまして、生命保険調査もいたします。預金調査もいたします。それで、固定資産の抵当権の設定も調査をいたします。その辺をした上で不納欠損をしておりますので、あと議員御指摘のとおり、時効成立が5年でございますので、時効が来ないように、競売物件については交付要求もいたしますし、あと分納制約という制度がありますので、それについてもやっております。いろいろ、もろもろやった上でいたし方ない部分について不納欠損処理をしているという現状でございますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

**○7番（恵崎良司君）**

先ほどちょっと出ておりましたけれども、今回はこの数字的なものの行革プランによる実施ということで、幾らかずつ削減してあるわけですがけれども、スクラップ・アンド・ビルドという点からちょっとお聞きしますけれども、この歴史民俗資料館、ここの日常の仕事はどういうものを実際されているのか。ここの館長さん、個人的なことを私言うつもりはないんですけども、どのような必要性とか、その辺ちょっとお尋ねいたします。

**○教育長（陣内碩泰君）**

お答えいたします。

太良町歴史民俗資料館につきましては、各種のさまざまな資料がございますので、その資料の整理、あるいは管理というような面が一つございます。それから、文化活動等について



の諸活動の援助、指導、そういうふうなものもいたしております。あるいは図書館の館長も兼ねておりますので、そちらの方の業務もごさいます。大変熱心に働いてくれておりますので、非常に成果を上げているんじゃないかなというふうには思っております。

以上です。

**○7番（恵崎良司君）**

熱心に取り組んでおられるのはわかるんですけど、必要性というんですか、せっかくあるんですから閉鎖はする必要ないですけども、どこかでこれは統合する必要がある、そういう方向性を出さんと、一つ一つここに出る項目で、今のところ必要ということで出とつとでしようけれども、そのようなことも執行部で考えていただかんと、年間大体百八十四、五万円要るわけですよ、今度の削減された報酬でも。それで、本当に必要だろうかと、開館はもちろんしていただいとってよかですけども、ほかのところでも兼務で何かでけんもんかいなど。あと何か事務員の方もおられるんですかね、補助員というか、1人ですかね。任期はいつまでですか、一応館長さんの。

**○教育長（陣内碩泰君）**

お答えいたします。

毎年度1年限りということで更新をしているという状況でございます。

**○7番（恵崎良司君）**

個人的に、館長さんそのものにはちょっと厳しいような言い方ですけども、そういうことじゃなくて、やはり本当に必要かどうか、その館長としてですね。その辺の方向性を出して、私はこれはどうか、この1,800千円要っておるとするのは、兼務でほかのところをやったらもう3分の1、4分の1、それくらいでできるんじゃないかと。もちろん、その仕事は何日かしていただく必要があると思いますけれども、学校なんかでも授業で使う場合もあるでしょうけれども、その辺の方向性をぜひ早急に執行部は執行部として考えていただきたいと考えますけれども。

**○教育長（陣内碩泰君）**

お答えをいたします。

今、議員御指摘のように、非常に財政も厳しい状況下でございますので、今の趣旨を踏まえて、19年度にはそういう問題も含めて検討させていただきます、研究させていただきます。

**○15番（田崎 誓君）**

私は現在、行財政改革委員をしております。今、中溝議員がこの報酬額で言われた各市町村の格差、今初めて聞いたんです、私は。それだけの格差があるということは今初めて聞いたわけです。だから、今後そういうふうな、ほかの市町村の報酬の格差というものの資料を持たなければ、その行財政改革委員会を何回してでも、そういうふうな資料を町が寄せて、ほかの市町村はこうですよというような資料を取り寄せれば、私たちの審議にかけてもっと

検討する余地があると思うんです、私は。だから、今から先、その行財政改革委員会をするにつけては、そういうふうな資料が一番大事なんです。今初めて中溝議員が言われて、各市町村の報酬の格差がわかったわけですよ。だから、その辺をよく検討した上で委員会を今からしていただくことを要望します。

**○6番（吉田俊章君）**

先ほどから、議員の方からは今の財政では危機的だと、そういう話が盛んに出ています。執行部の方からは、17年度のそのプランに基づいたということだと、そのまま上げてあるわけですけれども、そこら辺のギャップというんですかね、見方、そういうことですが、本当に執行部としては今、議員の方から出るような危機的状況ではないと、今までのプランでいいんだという状況で言っているのかどうかということが一つですね。ですから、そこら辺のところは先ほどの格差の問題、いろんなところで意見が出ていますけれども、はっきりとそういうふうで、やっぱり危機的状況だと、今までのプランではやっていけないよという状況であるならば、本当にそのプランの見直しも必要であると思います。そこら辺が、どうまず執行部として思われているのか。

それからもう一つ、先ほど出よった、一律に何%だという言い方は僕はやっぱり慎むべきだなと、めり張りはやっぱりつけていくべきだなと思っていますけれども、そこら辺、どう思われていますか。

**○助役（木下慶猛君）**

先ほど来いろいろありましたけれども、状況がこうやって変化しておりますので、見直しが必要だろうとは感じておりますので、今後検討したいと思っております。ただ、今、議題になっております報酬といえますものは、先ほど何遍にもなりますけれども、答申をいただいたものについて、執行部としてはこれを上げておるわけでございます。18年度もそういうことでしたし、19年度はこういうことで示しておるわけでございますから、今いろいろ聞きましたとおり、状況が変化しておるといって受けとめ方をしておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

**○11番（岩島 好君）**

これをどうせ議長は議決にさすと思うんですが、私は検討しますでは、ちょっと採決しはえんとですよ。私が言うとするのは、こういう中身を検討して行革委員会にかけますと。行革委員会をいつまでに開きますというぐらいなとん、びしゃっと答弁ばしてもらわんと、賛成というわけにはいかんと私は思います。こいば決めてしもうたら終わりなんですから、私たちが認めれば。その辺をびしっと答弁してください。（発言する者あり）資料ばつくって、すぐにすればよかつさい。（発言する者あり）

**○議長（坂口久信君）**

それじゃ、昼食のため暫時休憩いたします。

午後0時3分 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

○町長（岩島正昭君）

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正についてでございますけれども、午前中にも答弁いたしましたとおりに、他市町さんの実態を把握しながら、行財政プランの見直しについては、毎年状況変化によって見直すというふうな規則もございますので、各課長に実態を把握させて今度の審議会に提案したいと、かように思っております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第4号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第8 議案第5号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方はありませんか。

○15番（田崎 誓君）

この5号議案に対して、現在で3人以上の子供がおられる方は何人ぐらいいらっしゃいますか。それをお尋ねします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

25名の方がいらっしゃいます。（「3名以上」と呼ぶ者あり）3名以上が25名です。

○11番（岩島 好君）

今までは、その他の親族について午前出よったですけれども、その他の親族で大体どぎゃんとば言いよったですかね。

○総務課長（岡 靖則君）

親族というふうに言えばいいんでしょうけども、じいちゃん、ばあちゃんとか、それぞれあると思いますけれども、今回の改正の分については、子育て支援の一環ということで3人目の子供等にかかわる分について1千円だけ支給するということになっております。

○11番（岩島 好君）

おいが聞きよつとは、前のその他の扶養親族というとは、どぎゃん人ば言いよつとかで聞きよつとですよ。今度、廃止になったて言うけんがさ、今度廃止になったわけでしょう。

○総務課長（岡 靖則君）

条文からいきますと、配偶者がいない、奥様がいないで子供だけとか、いろいろな条件があるかと思えます。配偶者の手当を受けなくて子供さんがいらっしゃるとか、一緒に、どがん言うぎよかですかね、未婚とかいろいろな条件がありますので、嫡出子ですね、まあいろいろな条件があつて、だからそこら辺が。（「そのいろいろな条件ば聞きよる」と呼ぶ者あり）実質的には親が、どがん言うぎよかですかね。（「例えば」と呼ぶ者あり）嫡出子ですね、自分の――済みません、ちょっと調べさせてください。（「よかよか」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よつて、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第9 議案第6号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第6号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第6号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第10 議案第7号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第7号 太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第7号 太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第11 議案第8号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第8号 太良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第8号 太良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第12 議案第9号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第9号 太良町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（岩島 好君）

今回の改正によって、金額的にどのくらいふえますか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

10,000千円程度を見込んでおります。

○6番（吉田俊章君）

ちょっとこれと少し違いますけれども、例えば小学校6年間、それと中学校と、そこら辺では大体どれくらい経費がかかりますか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

そこまでは調査というか、研究はしておりませんが、先ほども述べました10,000千円というのが、小学3年生から6年生までの乳幼児医療の見込額ですので、あと中学3年生までということであればですね……（発言する者あり）

○議長（坂口久信君）

静かにしてください。

○町民福祉課長（新宮善一郎君） 続

いえ、従来の3歳未満児と比較して10,000千円程度のプラスになるということで、先ほど岩島議員には御説明をしたところですので、あと中学1年から3年生までということであれば、6,000千円かその辺ではなかろうかと推測をいたすところでございます。

○6番（吉田俊章君）

ちょっと今聞いたとはですね、3歳から就学前ということで10,000千円ということであれば、あと、それよりも上に行っても大した額でなければわざわざ就学前とする必要もないなと思っただけの質問ですけども。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第9号 太良町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第13 議案第10号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第10号 太良町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○14番（木下繁義君）

この第18条2項の中の「50円」を「100円」に改めるといふ督促手数料の額でございますが、大体ここ一、二年のうちにどのくらいの督促状を出していらっしゃるか、ちょっとお尋ねします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

現在、条例改正をお願いしておりますけれども、供用開始してからまだ1件も督促状を発送するような状況にはなっておりません。

○14番（木下繁義君）

ないということで大変喜ばしいことではございますが、実際この郵送料は今までずっと50円でやっとなったということですね。実際は80円か100円か、かかるとでしょう。ちょっと幾らぐらにかかったね。

○環境水道課長（土井秀文君）

郵送料は80円です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第10号 太良町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第14 議案第11号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第11号 太良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○15番（田崎 誓君）

これは道路占用料徴収条例を改正する条例ですが、大体これは場所はどういうところを指すわけですか。場所を教えてください。何方を指すか。

○建設課長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

これは、道路占用料徴収条例の督促の50円を100円に改めるわけですが、場所というふうなことでございますので、場所につきましては、町道敷に入っている分というふうなことになりますけど、この中に、例えば九州電力が入ってみたり、西日本電信電話、それから藤津ケーブルほか6件ほどございますけれども、そういった方々から占用料を徴収しますよと、その関係の条例の中身でございます。

それに、もしも徴収料を納めてなかった場合は督促を出しますよと。そういったとき、今まで50円だったのが100円に上がりますと、そういった内容の改正でございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。



議案第11号 太良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第15 議案第12号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第12号 太良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第12号 太良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第16 議案第13号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 議案第13号 太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第13号 太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第14号

○議長（坂口久信君）

日程第17. 議案第14号 太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○14番（木下繁義君）

この消防の問題でございますが、現在太良町には28部か29部あると思いますが、今塩田と嬉野が合併されておりますが、旧塩田町では13部であったと思います。それから、旧小長井町では7部であったと思いますが、この辺について大きな費用を要するというので、それは、消防は人命、財産、風水害等々に対しては大きな役割を果たすわけでありまして。しかし、この辺について、人口は塩田町よりも太良町が少ないと。しかし、面積においては塩田の方は小ぢんまりとした小区画であったという面から13部というようなことも考えられますが、その辺の今後の統合等についてのお考えはないか、ちょっとお尋ねします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

御指摘のとおり、うちの方は13年の4月に2部と3部、合併して3部になりました。16年の4月には6部と7部が合併して6部が存続しておる感じで今までやってまいりました。今現在については、5分団と4分団について統廃合をお願いしたいということでお願いをしております。

その対象地区については、区長さん、消防団も中に入ってもらって今協議をしてもらっておりますので、今後その協議の推移を見たいと思っております。

○14番（木下繁義君）

協議をする段階まで進んでいるということは大変ありがたいことでございますが、やはり地区だけの問題じゃなくして、行政も積極的に指導するような考えのもとにタッチしてもらえば大変進むんじゃないかと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

私たちもそれは側面から支援、援助するというので、私たちも中に入って消防団の方にもお話をし、幹部の方にもお話をしております。それと、幹部全体よりも役員会の中で

もそういうのを協議の段階で出してもらっておりますので、今後いい方向に向かってもらうことを私たちも望んでおります。

**○11番（岩島 好君）**

これもさっきの論議と一緒に、消防団の手当ばカットカットと。やっぱり基本は、消防団なんかはカットばかりが能じゃなかと思うんですよ。私もずっと言うてきたけども、消防団員の定数を若干減らして、金額を今出しよっ金額で割っていきますと、団員なんか15千円とかで、今400円じゃいばカットしてですよ、団員にやる気を起こさせん仕組みを、この消防団も来ておるんですよ。

やっぱりこういうとも行革でもう少し見直しをしながら、実際の団員、働いている人たちにはそれなりの手当を払うと。そして、団員じゃい何じゃいわけわからん、名簿だけの団員がおらんようなシステムをつくらんと、私はこの消防団というのも、年俸のカットばかりじゃだめだと思うんですよ。消防団は、やっぱりそれなりに頑張ってもらわんばいかんとやから、ある程度出すのは出して、そして団員を減らして、実際に稼働できる体制をつくっていく。これは今、木下議員からも話が出ましたように、部の統合ですね。例えば、4人じゃい5人じゃいで機械ば与えとったって動きやせんとやけんそがんとはやめて、合併をさせてその定数を減らして、それだけ分の改革できた分は手当で補って一生懸命頑張ってくいろというやり方の見直しをすべきと私は思います。

だから、そういうのも今度の行革にかけてもらって検討をお願いしたいと思うんですが、どう思いますか。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

私たちの防人として消防団の方はいろいろ御苦勞されております。今回も火災が2件ありましたけれども、すぐ飛んできてもらって大事に至らなかったわけですけども、消防団の方には、我慢してもらうところは我慢してもらいますけども、ほかで融通できるものがあればそういうところにもフォローをしたいと私たちも思っておりますので、そこら辺については今後とも十分中身を検証しながらしていきたいと思っております。

**○15番（田崎 誓君）**

この件について、私は岩島候補の講演会に竹崎で出席したわけですが、この消防団の問題についてはいろんな話をした経緯があります。そして、私はこの議会におきまして、消防団の統合というものを今まで言うてきたわけですが、なかなか消防団がうんと言ってくれないというようなことで、それじゃ、地域の統合はどうかというようなことも過去に議会の中で言うてきております。

そういうことで、今岩島議員が言われたように、この報酬をカットするというよりも、やっぱり自分の職場を持ちながら消防団活動をしているわけですから、それはあんまり私は

消防団員に対してもよくないことじゃないかという考えを持っております。

そこで、この消防団が統合をしないというのは、多良はある程度今お話があったように、統合をしとるといような話でございますので、まず、大浦の牟田とか津ノ浦とかそういうふうな小さい地域があります。だからそういうものを、今5人じゃい6人じゃいおったっちゃ、さあ出動するといときは、それぐらいじゃどうもならんといような話がありますように、それができないとすれば、その地区の統合、これはもう絶対必要と思うんです、私は。そうしなければ今木下議員が言われたように、塩田は13部あると、それから小長井町は7部しかない。

そういうふうな件からしても、ほかの地域の考え方も今後図っていかなければ、いつまでもこういう形じゃ改革にならんと思うんです。そいけん、その辺を真剣に取り組んでいって行財政の中でも、もちろん話もしていこうと、かように考えております。

そいけん、今後の見直しをぜひやっていただきたいと思いますが、町長のお考えをまずお伺いいたします。

#### ○町長（岩島正昭君）

消防団の合併問題につきましては、まず参考のために、三谷と一緒に合同したことについて報告します。

これは、消防団の団員から区長さんを通じて、三谷の区長さん等で話し合ってもらったということが1点。それともう1点、3部落うちの方は合併したわけですけども、格納庫が面積的に足らんと。それで広くなさないかん、江岡は後でかたったものですから、土地も購入してやらにゃいかんといふふうな、そこら付近の支出面も出てきます。

だから、消防の詰所が大きいところにつきましては、そう部落の支出もないと思うんですけども、そこら付近も内部的にはありますから、実態を把握しながら推進に努めていきたいと、かようにこのように思っております。

#### ○15番（田崎 誓君）

消防団の報酬については、まず消防団に出動しない人、これを日額といひますか、出る人と出ない人、出る人の立場に立てば、出んで報酬をもらうということは、それはあり得ないという考えを持たないかんと思うんです、私は。だからその辺を改正しなければいけないんじゃないかと。出んでおって報酬だけもらうということはそれはいかなものかという考えを持っております。

それで、その辺の改革が必要と思いますが、その点については今後の対策としてどういふふうにお考えになられますか。

担当課長からお願いします。

#### ○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

実際火災があったときに、勤務をされているとかいろいろな条件があるかと思えます。できるだけ、消防団の方は仕事もさておいて出ていらっしゃる状況でございますので、出る、出ないで報酬等についてカットするとかそういうことはできませんけども、最終的には出勤手当とか訓練手当がありますので、そこら辺で調整ができるかと思っております。

**○12番（山口光章君）**

先ほどの統合問題については、例えば牟田とか津ノ浦、ああいう狭くて人数の少ないところと合併をしてみないかと推進してみても、地域性の問題でなかなかできないというふうなことはあるんですけども、人間関係の問題かもしれません、火を消す目的、役割は一緒だと。やはりボランティア感覚でやるわけですから、どこが火事であろうと、だれと組もうと目的は一緒なんだというふうな考え方を持たせて、実際に執行部や町の方で、ここここことは合併しなさいというふうなあれはできないんですかね。実際に区分けして、そういう方法をとってもらいたいんだけどということではいかないと、なかなか、あんたせんですか、せんですかと言うても、いや、あそこはせん。これやったらいつまでたってもそういうふうな、削減じゃないけども、縮小して、より効率的な能力発揮ができるというふうなことも少なくないんじゃないかと思えますけど。それはやっぱり町の方から指導する立場上、ここここは、例えば端古賀と古賀はどうでしょうかというふうなあれをつくってやってしていくべきかなと思えますけど、そこら辺はどうですかね。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えをいたします。

議員が御指摘のように、私の方からもそういうふうに指導をして声をかけていきたいと思っております。

内部的にはそういうふうにやっておりますけれども、今度、対象地区の消防自動車の更新というのもありますので、タイムリミットをかけております。私たちもできるだけ早い段階で結論を出してもらうように努力をしたいと思っております。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第14号 太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第18 議案第15号

##### ○議長（坂口久信君）

日程第18. 議案第15号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

##### ○14番（木下繁義君）

この40,000千円の限度額ですが、例えば大浦の方や漁民の方からでも、こういった申し込みとかはないんですかね、ちょっとお尋ねします。それから、これの利子あたりをお願いします。

##### ○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

この農林漁業振興資金につきましては、JA太良支所の方と融通につきましての契約をいたしまして、JAの方からこちらの方に上がってくるということになっております。

それで、お尋ねの大浦漁協からの申し込みはないのかということですが、これについてもJAさんの方に限度額を町の方から示しをし、そして漁協の方に融資、これはノリとかんきつ、畜産と分かれておりますので、それぞれに40,000千円の限度額がございますので、その範囲内で融資をしていくということになります。

なお、利率でございますけれども、これは変動性でございますので、現在のところは2.55%でございます。末端の金利につきましては、1%になっております。その差の分について利子補給を町の方でやるということになっております。

##### ○12番（山口光章君）

この事業の限度額が10年ぐらい前までは20,000千円だったと。それが倍以上になって40,000千円の限度額になっとるんですけれども、この利用度はどういった状況ですか。限度額がふえたということに対してです。

##### ○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

20,000千円から40,000千円への限度額の引き上げについては、ちょっと今資料を持ってきておりませんが、ここ何年かの利用につきましてはお答えできると思いますので。

平成13年度に8名、平成14年度に2名、それから平成17年度に2名、そして平成18年度に同じく2名ということで、ただ、この人数が少ないのはどうしても今金融機関が債権の貸し付けについて、不良債権とかなんとかいろいろある分で審査が非常に厳しく、そのようになっていますので、件数が減っているということでお聞きをしております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第15号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について、  
本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第16号

○議長（坂口久信君）

日程第19. 議案第16号 中尾・大野辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○16番（中溝忠喜君）

これは19年から23年ですか、5カ年計画で辺地対策事業というのが取り組まれておりますが、財政難の時代にはこういった事業こそ最適な事業だというふうに思うんですよ。これは起債の充当率も100%、それから交付税の措置額も80%程度が返ってくるというような状況にもありますので。これは、言うちゃいかんですが、人のふんどしで財産つくつと一緒ですから、これよりいい事業のやり方はないと思うわけです。

しかし、反面、これは国の予算で限られてもおりますので、無尽蔵にあるわけではございませんので、こういう辺地対策事業の可能なところは太良にもあちこちあるわけですよ。特に、板ノ坂一帯は、これは言うてはいかんばってんが、以前計画もなされたことがございませけれども、やっぱりあの辺を初めて通る人は、太良町にもこういうふうな寂れた町道があるのかというような、そういう印象を受けられる方も相当おるわけですから、こういうところも町道づくりのバランスとして当然計画すべきじゃなかろうかというふうに思うんですから、この点についてどのような執行計画が考えられているのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

○建設課長（永渕孝幸君）

お答えいたします。

議員御案内のとおり、この辺地債事業では、今回は大野辺地をお願いしております。これは先ほど申されましたように、里板ノ坂線とか、あと中尾線、南木庭線といったところで計

画は上がっておるわけですが、何せ起債事業といえども、きょうの財政状況もまた勘案しなきゃいけないというふうなことで、優先順位を決めて、今回大野線をお願いしたという状況でございます。

ですから、今後もこういった、先ほどから議員もおっしゃられましたように、里板の坂線あたりも随時計画に上げながら整備をしていきたいというようなことで、上司とも協議をして計画していきたいというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第16号 中尾・大野辺地に係る総合整備計画の策定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第20 議案第17号

○議長（坂口久信君）

日程第20. 議案第17号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置の廃止についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第17号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置の廃止について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。



## 日程第21 議案第18号

### ○議長（坂口久信君）

日程第21. 議案第18号 佐賀県西部広域環境組合の設置についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

### ○16番（中溝忠喜君）

これは、36ページの第4条、「組合の事務所は、佐賀県伊万里市に置く。」というようになっておりますが、一番端の方の伊万里というふうになっておりますが、処理場用地ということもこの辺に暗黙の了解があるのかどうなのか、その辺の感触はどうですかね。これはどうなっておりますか。伊万里市に置いて、今の武雄あたりが一番中心になると思うんですよ。ところが、一番遠隔地の伊万里に置くというようなことがなされてるものですから、これは何をかいわんやというような感じもいたします。どういうふうな感触ですかね。

### ○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

現在、事務所だけを伊万里市に置いておりますけれども、用地のことに関しては、まだ白紙ですので、用地が伊万里の方に行くという話はまだ全くあっておりません。

### ○16番（中溝忠喜君）

いや、事務所を一番遠隔地にするというのは、何かそういった感触が作用しているんじゃないかなろうかというような、そういう考えがあるものから。これは事務所をして用地関係というのは全然違うんですよというようなことは返ってこんど思うわけですよ。何かこういう事前協議がなされているんじゃないかなろうかというような考えに立つものから。

それからもう1点は、これはもう非常に大事な問題だと思うんですよ。40ページの別表の負担金の問題ですたい。組合運営事務の議会費及び総務費、これの均等割が100分の15、人口割が100分の85というふうになって、それから、ごみ処理事業の負担割合が、均等割が100分の10、それに人口割が100分の90と、私はこれには大反対です。これはもう大国主義的な考え方です。組合の運営事務は全部がそれぞれ大なり小なり関係することなんですよ。それで、この辺は均等割の100分の15じゃなくて、私は当然100分の10が最高とすべきじゃないかなろうかと。そして、人口割が100分の90ですね。こういうようなことが一番妥当じゃないかなろうというふうに思うんです。

というのは大体、今の広域の組合の問題にも、合併した嬉野とか武雄とかは一週に大きくなって、北方とか、それに何ですか隣の町は、三つ合併したものですから、小さい町は半分減ったわけですたい。それで、これはもう見直さなきゃいかんというようなことで負担の見直しを徹底してやったわけですよ。それで、もとはこれも20から15あったわけですが、10%に下げたという経過を持っております。

それから、このごみ処理事業というのは、大体投入があるからその器に対して入れ物もつ

くっていかんばいかんわけですよ。私は、こういう均等割ということはもう要らんと思いますが、これは、ごみの負担割合をするとすれば、ごみ処理事業関係は、人口割と投入割が大体主力ですから。余計出したところが余計負担するというのは、三つ子でもわかる前提ですから。それを人口割と均等割にとどめていくということは、私はどっちかといえばナンセンスな考え方だというふうに思うものですから、これは何とかして改めんばいかんというふうに思うんですが、その辺の感触はいかがなものですかね。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

今御指摘の別表の100分の15でございますけれども、この件に関しましては、一応助役会議、首長会議などで決定しまして、これで提案させてもらっておりますけれども。

以上です。

**○助役（木下慶猛君）**

助役の会議でも、すべて私たちは人口割にしてくださいというお願いがあったわけですが、すべて広域圏でも均等割をやつとるからということで、大体一番最初の案は20%だったんですけども、それを10%まで下げた経過がございます。ですから、太良町とか大町、江北町にお願いして、私たちはもう人口割でいきますよということをお願いしたわけですが、トップの段階でそういうことに決まったということを知っております。

**○16番（中溝忠喜君）**

私は、これは機会があれば、広域の組合というのはどっちかといえば多数決の原理ではございませんので、全会一致が大原則ですから。1カ所でも反対があれば通らん仕組みになっておりますので、これは遠慮するところはなかと申すですよ。大町町、あるいは江北町、それに有田町、太良町あたりがこの点は十分話し合いをして臨むべきだというふうに思うんですよ。それで、太良町もこれじゃやっつけいけんということになれば、ごみ処理の負担割合も私は一番いいのは人口割と投入割ですから、このパーセンテージをどうするのかと。当然、入れたところが器もそういうふうになるわけですから、当たり前の原則ですよ。これはもう絶対通してもらわんばいかんというふうに思うんですが、決意のほどをお尋ねしたいと思います。

**○助役（木下慶猛君）**

例えば組合運営費ですけども、これは会議に出席した費用弁償でも入っておるわけですから、太良町からも議員が行くわけですよ。そういうものだから均等割もそういう建前でつくっておるわけでございます。ですから、後でまた26年度から稼働になるわけですが、またそのときは投入割ということも考えられることと思っておりますけれども、とりあえず事務の段階ではそういうことで私たちは説明を受けております。

**○16番（中溝忠喜君）**

いや、言っとってください。太良の議会では、この負担の比率割合は絶対反対だという意見がごうごうと出ましたということ。今はっきりしとかんと、8年先とか10年先は当然お互いが認めたことになるわけですから、この辺の第一歩が大事ですよ。その辺の心意気をぜひお願いしたいと思います。どげんですかね、助役。

○助役（木下慶猛君）

この段階では申し上げますけれども、施設を立ち上げるまでの事業費でございますので、投入した場合は、そういう投入割合とか何かは後で出てくるだろうと思います。

○16番（中溝忠喜君）

それはそのときになれば、暗黙の了解で全部議決事項と見なされるわけですから、今回第一歩と出ているわけですから。反対はせんけれども、これは十分見直していただきたいということを進言していただきたいということをやつとるわけですよ。そういう根性がないと、太良町あたりは、ずうっと損するばかりですよ。その辺はやっぱり大国主義に押されんごとしとかんばいかんと思いますから、その辺はぜひ信念を持ってやってもらいたいと、そのように思います。

○助役（木下慶猛君）

そういう機会があったら申し上げたいと思います。

○11番（岩島 好君）

私も勉強不足で。今の広域圏の武雄の場合の負担率について説明を求めます。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

均等割が10%で、人口割が90%になっております。（発言する者あり）ごみ処理施設建設費負担金が平等割の10%です。それで人口割が90%です。

以上です。

○11番（岩島 好君）

事務費関係は何もなかと。別に事務費というのは、広域は取りよらんのかな。

○環境水道課長（土井秀文君）

環境の方では、ごみ処理だけですので、あともう一本、ごみ処理センター費ということで負担金を投入割で100%出しております。投入割です。

○11番（岩島 好君）

投入割でしょう。そしたら、今ちょっと助役の話を聞けば、均等割が今10%で、人口割が90%と。あとできればまた投入割というのがあるのかどうか、その辺が決まらんとにこれで認めますよとなったときに、今、中溝議員がおっしゃるように、これで決まつとるけん、ほいほいほいとやられたときにどうなるのかですね。やっぱりその辺があるものだから。

ただ、中溝議員の話によれば、こういう意見があるというだけで、あなたたちが言うてく

れて、それを聞けるかどうかですよ。恐らく聞けんと思うんです。そうなれば、これはここで否決しておかないとならんということになります。そして話をして、議会ではどうも否決されたけん、これはもう少し検討をしてくださいという話を持っていかんと。ここで採決をしまして、そしてぎゃん話が出ましたと幾ら言うても、私はそれは聞いてよかとやなかかなと思うんですが、その点どがん思いますか。

**○助役（木下慶猛君）**

今、岩島議員がおっしゃったのは、それが稼働した場合の投入割ですね。それじゃなくてまだこれは建物をつくるまでの経費でございますので、いざ投入となった場合は、多分広域圏も100%投入割でやっておるわけでございますので、そこら辺はそれで通さんと私たちもいけないと思っております。

**○3番（浜崎敏彦君）**

今のこの内容は、施設はまだ現状のままでいくわけでしょう。一応、西部広域環境組合とこのを立ち上げるか、そのための組合運営事務費が均等割100分の15、人口割100分の85と。そしてその後、建設にかかりますよね。整備関係に入っていくでしょう。その費用の均等割が100分の10、人口割が100分の90と。それで、でき上がった時点での運営に関する割合というのはまだ検討されてないと、それはでき上がった時点で再度検討があるという内容ですね。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

今、浜崎議員が言われたとおり、あくまでもこの100の15、100分の85に別表を出しておりますのは、新しく施設をつくるまでの組合の運営費ということで御理解をお願いしたいと思います。それで、新しくできた場合は、先ほど中溝議員がおっしゃるように、ごみ処理センター費用負担ですか、その分については投入量の100%になると思います。

以上です。

**○16番（中溝忠喜君）**

私は、佐賀県西部広域環境組合規約ということになつとるわけですから、それならば今の杵藤地区広域市町村圏組合というのが全部解消するわけ。そがんなかなかろうもん。今の杵藤組合は杵藤組合で、大体あとの8年間ぐらいまでは今の現状でセンターを続けるというのが原則ですよ。そいけんが、今度立ち上げるために佐賀県西部広域環境組合をつくろうじゃないかというのが今の提案と思うわけですか。そいけん、これができる場合は必ず別表にあるように、原則的に一つの大事な原点になるわけですよ。ごみ処理事業というのはセンター事業ですから。事務所の中でこういうことはせんわけですから。何で、ないのにこういうようなあれをせんばいかんですか。

そういう計画に基づいて、お互いに論議をしていくためにあるわけですから。そいけんが、太良町の場合は、これには絶対反対だという、そういう考えを示すことが大事だという提案

をしているわけですよ。私が出席してよかとするならば、堂々と私はやりますよ。しかし、そうじゃなかわけですから。課長あたりにこのことを強く進言しているわけ。その辺は、今の杵藤広域をすぐでも変えるような話じゃないわけですから。全然違うよ。

**○助役（木下慶猛君）**

今、杵藤クリーンセンターが平成26年なんですよ。それで、今度は杵藤広域だけじゃなくて、伊万里まで含めたところの施設を26年からやりましょうということでの計画でございますので。これは今言うように、立ち上げるまでの経費でございますので、もしこれが平成26年から稼働する段階だったら、それはもう投入割でいくだらうと思うわけですが、今の段階ではその立ち上げの費用をここに書いておるわけでございますので、そこら辺は御了解願いたいと思います。

**○16番（中溝忠喜君）**

いや、それならば稼働せんときに何してこういうごみ処理事業という負担金を取らんばいかんですか。これは当然、今の杵藤広域組合があるわけですからね。そいけんが、これはたたき台としての基本方針になるという考え方に立たんことにはいかんと思うわけですよ。そいけんが、やっぱりこのごみ処理事業に対しては、太良町としては投入割が大原則なんだということをお願いをもらいたいと言っているわけですか。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

あくまでも別表に出しておりますのは、一部組合をつくりまして、平成26年に何とか稼働させたいということで事務所を進めておりますけれども、この中の議会費及び総務費というのは、その26年までの運営費用、それとごみ処理事業というのは、処理施設の整備に要する費用ということで先ほど浜崎議員もおっしゃったように、そこまで到達するまでの用地の交渉をして用地を購入したりする場合の経費に充てるもので、先ほどから中溝議員がおっしゃるのは、ごみ処理センター費の負担金にしては、現在杵藤広域でやっております100分の10、10%、90%、それとごみ処理センター費についての投入料100%というのは、当然、今現在使っている条例の方を利用するとは思っております。

**○7番（恵崎良司君）**

ちょっと確認ですが、今出ているごみ処理事業というのは、主に建設費ということでしょう。ちょっと言ったらね、建設の負担。そいけん、ごみ処理事業としてあるばってんが、まだごみ処理事業は建設するまではでけんけんが、そういうことでしょう。そいけん、その辺を、私が行司とるわけにはいかんとですけども、結局建設に要する費用をごみ処理事業として出しとるわけでしょう。つくるまで、用地とか。そがん言うぎにやわかつとやなかですか、誤解の解くつとじゃなかですか。

**○助役（木下慶猛君）**

改めて説明しますけれども、この運営と書いてある会議費、これは町からも2名の議員を出すわけですが、その費用弁償とか何かやらんばできんもんですから、やっぱり人口割だけじゃなくて、均等割も認めてくださいと、そういうことで15%は来ているわけですが。あとは人口割ですね。結局、ここの前の方に書いてありますけれども、太良町から議員として2名行ってもらわなければならないわけですが、これらの費用弁償も入ってくるわけですね、上の費用というのは。

あとは、職員も出しているわけですが、そういう計画をつくったり、多分先ほど言われるように、伊万里の市長が会長になっておられるわけですから、その方が用地交渉とか何かいろいろやるわけですが、そういうものの費用を下の方でやるわけですが、そういう費用を各構成団体から負担してくださいという率なんです、これは。

ですから、先ほど言われるように、ごみの投入というのはまだ先の段階でございますので、それは課長が言うように、その段階でまたお諮りするときに来ようと思っております。

**○11番（岩島 好君）**

今の助役の説明は、よくぴんときんどですけど。私が言いたいのは、もうこれは土地代から設計から建物まで全部の費用がこれですよという説明ばしてもらう方がわかりやすいんですよ。そうでしょう、建物ができるまで。そがん説明してくださいよ、わからんですよ私は、何じゃいかんじゃい言われたって。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第18号 佐賀県西部広域環境組合の設置について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第22 議案第19号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第22. 議案第19号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

よかですか。質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第19号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第23 議案第20号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第23. 議案第20号 鹿島・藤津地区衛生施設組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○16番（中溝忠喜君）**

この組合長補佐の問題がうたわれておりますが、これは第12条の5項になっておりますが、「組合長補佐は、組合長の補助機関たる職員の担任する事務を監督する。」というふうになつとるわけですよ。これは大体、この条例を受けて事務局設置条例があるわけですが、この中に事務局長というのがあって、これがちょうど今のような職員の指揮監督に当たるというふうになつとるわけですから。わざわざこういう補佐役をふやして、なるだけ人員を減らすというような方向に持っていつているときに、何で補佐役をつけなければならないのか。これはもう事務局の設置条例の中にもそういう事務局長というのがあって、そうしてその事務局長は組合の処理を掌理し、所属職員を指揮監督すると明記してあるわけですよ。こういう中にまた組合長補佐役をつくって、これはもう話のわからんことですか。私はこういう要員は必要ないというふうに思います。これはもう当然、経費のかかるばかりです。

そしてその上、今まで収入役がおったのもですよ、会計管理者というのも据えるわけですから。こういう組合長補佐役をつくる必要はないというふうに思うものですから。これはもう太良町としては、毅然たる姿勢を貫くべきじゃなかろうかというふうに思います。大体条例内容がそういうふうになっておるわけですから、どうですかね。（発言する者あり）

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

現行の条文では、第12条の方は「組合に副組合長2人及び収入役1人を置く。」を自治法の改正のもとに「収入役」を「組合長補佐」に、このような変更をしておりますので、ただ

いま議員がおっしゃる組合長補佐は要らないということに関しては、私がここで答弁することはできないと思いますので。

**○16番（中溝忠喜君）**

いや、第4条の2項に事務局組織規則の中に、「事務局長は、組合の処理を掌理し、所属職員を指揮監督する。」という役割分担があるわけですよ。これにもかかわらず、補佐役の役割というのが「組合長補佐は、組合長の補助機関たる職員の担任する事務を監督する。」となつておられるでしょう。こがんとは必要なかじやなかかということ。これは当たり前のことですよ。その上何で補佐役をつくるのか、つけるのか、その辺の提案者としての考え方はどういうふうになつておられるわけ。

**○町長（岩島正昭君）**

今の質問でございますけども、この鹿島・藤津地区の町村にちょっと問い合わせてみます。休憩時間に、はい。それで答弁させていただきます。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。（発言する者あり）

そんなら暫時休憩いたします。

午後2時5分 休憩

午後2時24分 再開

**○議長（坂口久信君）**

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

今の答弁についてはあした答弁するというので、再開したいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。（発言する者あり）採決ばして、後から答弁させればよかでしょう。（発言する者あり）それなら、この議案第20号については、あした採決するというのでよかですか。議員の皆さん、よかですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**



それなら、議案第20号についてはあした採決をいたします。

#### 日程第24 議案第21号

##### ○議長（坂口久信君）

日程第24. 議案第21号 平成18年度太良町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。議員の皆さんはページ数を言ってから質問してください。

##### ○15番（田崎 誓君）

54ページ、この家庭用合併処理浄化槽設置補助金の354千円ですか、これが上がっていますが、今後の個人浄化槽の設置状況の見込み、それはどういうふうになっていますか。それを教えてください。

##### ○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

計画としましては、従来どおり、現在毎年20基を予算計上しておりますので、その分でまた19年度も20基でお願いするようにしております。

##### ○15番（田崎 誓君）

それじゃ、金額に対しては、大体この割り振りというのはどういうふうになっていますか。今までどおりですか。

##### ○環境水道課長（土井秀文君）

補助金のことだと思いますけれども、でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）補助額のこと。（「そう」と呼ぶ者あり）5人槽が354千円、六、七人槽が411千円、8人槽が519千円ですかね、それで一応お願いするようにしております。

##### ○15番（田崎 誓君）

この件については、個人浄化槽については、我が太良町においては百武町政の時代から、この個人浄化槽を設置するというようなことで、私たちも水道関係並びに建設関係ということで、このたび大阪まで行って、それで視察研修をした結果は委員長報告のとおりだと思います。そういうことで、今後我が太良町においては、やっぱりこの個人浄化槽を設置するというようなことで進めていると思うんです。

それで、一般質問において木下議員が言われたように、個人浄化槽設置については、これを今から我が太良町ではやっていくというようなこととございますので、20基ずつ毎年やっていくというようなこととありますが、ここに名前まで挙げて木下議員が言われたように、我が太良町においても、この個人浄化槽を設置して、そして、太良町のそういうふうな免許を持った人に許可を与えていただければやるというようなことで、この前、嬉野の日本全国の副会長にお会いしに行きまして、私ももちろん行きました。

そういうことで、やっぱり我が町にそういう人がいるとすれば、今後そういうふうな方々

に許可を与えて、そして、我が町の財政に伴う税金も太良町のは太良町に払うわけですから、そういう事柄から、やっぱり許可を与えてやるべきだというような考えを持っておりますが、このことについて今後どういうふうなお考えでしょうか、それをお尋ねしたいと思います。町長がいいと思います。

**○町長（岩島正昭君）**

お答えします。

木下議員の一般質問の中でも申し上げましたとおりに、このくみ取り業者というのは、組合があつての業者ということで、前回もそういうふうな話があつた中で、前担当課長が組合の了解をもらわにゃいろいろ内部的に許可ができないというふうな答弁をしておりました。今回、嬉野の組合長からのそういうふうな許可がいただければ、それは当然町内業者を指名に入れるのが妥当だというふうに思っております。

以上です。

**○15番（田崎 誓君）**

それじゃ、1年に20人程度を予定しとるということでございますが、どうせ個人浄化槽に将来はなるだろうという考えを持っております。そこで、その20名を設定してあるということですが、それより以上は県の指定を受けられんわけですか。20名以上ということはできないんですか。その辺は担当課長、どうですか。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

20基じゃなくて、希望数があれば何台でもできると思いますけど。

**○15番（田崎 誓君）**

それじゃ、なるだけそれをPRして、町報でも載せて、そしてPRして、なるだけこの個人浄化槽に持っていくというような方針をぜひとっていただきたいということを要望いたします。

**○議長（坂口久信君）**

ほかに。

**○9番（竹下武幸君）**

57ページ、中山間地域等直接支払いの交付金が1,499千円増額というようなことですが、地区的に新しく集落が加わったのか、集落が加わった中で反別がどこかまたふえたのか。それと、その上のイノシシですね、何頭ぐらいとれているのか、お願いします。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

お答えします。

2点目のイノシシの捕獲頭数については73頭とれております。

それから、第1点目の中山間直接支払いの増額の件でございますけれども、これは地区が

新しくなったわけではなく、大体内容は地区でいいますと郷式地区だったところの農地を川原地区に編入したということで、13万2,000平米ほど増額になった、その分の直接支払いの交付金の増額の方でございます。

以上です。

**○9番（竹下武幸君）**

そしたら、面積的にはそのままですね、結局、10割ということでしょう。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

8割、10割補助の分ということでございますね。（「8割ぐらい……」と呼ぶ者あり）はい。その件はちょっと、川原地区につきましては、しばらくお待ちください。今ちょっと資料が手元にあれですけど、10割だと思っております。

以上です。

**○11番（岩島 好君）**

まず、今の同じページの57ページの負担金補助関係でお尋ねいたします。

太幸わせの補助金について、当初計画よりも実際支出が少なかったということで1,456千円減額してありますが、この太幸わせの補助金の計画の時点の補助基準というのをまず知らせてください。

それから、次の魅力あるさが園芸農業確立対策事業は当初14,003千円だったのが、9月で21,327千円増額をしてあります。そして、今回16,000千円減額と。その計画をされる当初計画と変更の増額のときの計画書の面積とかいろいろあると思うんですが、それを説明していただいて、何で16,000千円残ったのかという説明を求めます。

それから次は、これは災害だと思うんですが、災害関係で園芸作物被害対策事業とか、園芸施設整備事業とかというのが減額になっておりますが、結局、ちょっとこの補助対象の中身を見てみますと、3月31日までに植えんぎいかんとかなんとかという話がありますので、その辺がどうなっているのか、まず説明を求めます。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

お答えします。

太幸わせの当初予算時の面積でございますけれども、マルチで8ヘクタール、それから改植で2.0ヘクタール、高接ぎで0.5ヘクタールです。

それから2点目、魅力あるさが園芸農業確立対策事業の当初予算が14,003千円、これは7地区であったものが8事業実施主体に変わって、9月に21,327千円、そして、現在どうして16,000千円残ったのかという御質問だったと思っております。

それにつきましては、9月の時点で補正を21,327千円、議決をしていただきました。この件につきましては、年度当初、先ほど申しました14,000千円の中には入っておらなかった事業でございまして、その内容等につきましては、今里地区の上の方に3ヘクタールほどのミ

カン園がございます。そこの園内道舗装を補助事業で実施するというので、延長3,883メートルを——舗装です。園内道路の舗装ということで計画をいたしました。ところが、県の方がその舗装に関しても、ミカン園に対しての投資が余りにも大きいと。これは省力化のための低コストの事業でございます。それで、いざ実施段階になって費用対効果とか、県の指導により結果的には932メートルの舗装ということで事業費を縮小されて、その分が主に残った分でございます。

それから3点目は、3月末の補助対象の実施で台風復旧はどうなったかとの御質問だっと思えますけれども、これにつきましては、幸いにも220千円ほど、改植事業あたり全額補助ができる基金対応の事業がございました。その計画では5ヘクタール程度だった事業費を全国からかき集めて、それでできた分につきましては、基金の全額補助でいたしまして、その残りの分——残りの分と言えはちょっと語弊がありますがけれども、基金で対応できなかった分につきましては、ここにお上げしております復旧対策事業の方でいきますと、果樹園の改植事業でまいりますと、これは県単事業で2分の1補助でございます。事業費がなおかつちょっと少な目でございます。2分の1補助でありますけれども、これも3町2反ほど実施ができました。なおかつ、それでも3月末で実施できなかった分につきましては、当初予算の方で太幸わせというようなことで、そのマルチ関係で当初予算に計上をいたして、何とか災害復旧につきましては、その他、葉面散布とかいろいろな事業はほかにもございますけれども、主にはそういうことで何とか復旧ができそうだということで、幸い価格も何とか——数量は全体的に五、六割減とか5割減でございました。ただし、災害復旧につきましては、何とか価格面も前年対比170%ぐらいいきましたので、今のところ手当てができそうだということで御理解願いたいと思います。

それから、園芸施設整備事業の1,397千円ですか、これは災害復旧とは別でございまして、JAの100坪ハウスとか、園芸関係のハウス関係で、当初事業費は水菜とか農協もいろいろ計画なさっておったのが、うすいえんどうだとか水菜とか、その辺の事業費で計画をしてあったんですけれども、なかなかこの台風と、それから重油等の高騰とか、いろいろな面で事業量が減ったということで、その分の減額でございます。

以上です。

#### ○11番（岩島 好君）

私が思うのは、一番最後の下の園芸作物の被害対策事業で、3月31日までに終わらんぎどうじゃこうじゃと言いつつじゃなかですか。そいけん私は、これをこの予算にも上げてあるように明許繰越をしちゃっじゃなかですか。こういう手続をとらんどってよかったのかという質問をしたいんですよ、本当は。何でその明許繰越の予算を補正で何でできんのかと。そうすると、明許繰越しておけば、4月の半ばごろまでかかっても補助対象には該当するわけですよ。そういうふうなことが何ででけんのかという質問ば私はしたかけん、こう言いよ

るわけですよ。その点も説明してください。今からずっと突っ込んでいきますので。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

お答えします。

県単事業につきましては、要綱で3月31日までに事業が完了するものというものの規定がございますので、その規定によりまして、今回事業実施できるものと基金とに分けて復旧事業を行ったところがございます。

明許繰越については、当初から基金で対応できるもの、それから災害復旧できるもの、それから翌年度に苗等の手当てで、マルチあたりの太幸わせ等の手当てということで、議員御指摘のとおり、明許繰越まではちょっとこちらの方では考えていませんでした。

**○11番（岩島 好君）**

そしたら、58ページのかんきつ等の災害もそのとおりで、私はここの辺がちょっと厳しいんじゃないのかと。何でん3月31日までに仕上がらばいかんよて、それは工事でん何でん一緒ですよ。しかし、どうしても何じゃかんじゃの理由があって、しわえんとば明許繰越しよっじゃないですか。これだけができませんよというのはあり得んと思うんですよ。それならば、何で明許繰越ば前もつての、ここ何カ所じゃい上がとつてですが、あがんとば何でするんですか。それもそれなりの理由があるはずですよ、明許繰越は。だから、あなたが言われる3月31日までに完了せんばいかんよて、何でんそげんなつていますよ。そいけん、その検討をされて、いや、うちはもう大丈夫ということでされたのかどうなのかというのを聞きよるわけです。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

お答えいたします。

災害復旧事業につきましては、JA佐賀みどりの多良支所及び果協、それから個人出荷協議会、あるいは個人出荷協議会を通じて各個人さんでいろいろ入っていない方まで声をおかけして、被害状況を把握いたしまして、最大限3月31日までに事業が終わるものということをお前提にして、要綱上3月31日までというようなことになっておりましたので、この予算、今、うちの農林水産の管轄では明許繰越ということでは上げておりませんので、それで最大限、災害復旧に向けて努力はしてまいったつもりであります。

**○11番（岩島 好君）**

私が言いたいのは、そういう検討もされたかと聞きよるんですよ。検討して、いや、これは絶対間に合うように、3月31日までに支払いできますよという確信を持ったかどうかと聞きよるんですよ。ただね、ここに明許繰越の話ばせじよかったとばつてん、8ページに耐震とかなんとか、これは後でも出てきますけれども、耐震なんかも明許繰越ばしてあつじやなかですか。耐震なんかも、言わんでよかとばつてん、耐震なんかももう早う明許繰越せんでも済んどるはずですよ。ぎゃんとは明許繰越しよつて、今度来た災害のときに、3月31日ま

でに終わらばいかんとやっけんが、明許繰越は考えませんでしたというのがおかしいじゃないかと、こう言っているんですよ。検討されて、いや、これで絶対やれますと自信がありますかと聞きよるんですよ。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

お答えします。

議員の質問の意味がようやくわかりました。実は、この県単事業が実施されるにつきましては、被害調査を農林水産課で実施をいたしまして、とても潮風害の被害が単年度で終わることはもうないと、来年にならないと被害が実際、成木であっても葉っぱが落ちたりなんかして樹勢等もわからないと。18年度でどうして終わるんだと、18年度より19年度で復旧対策を実施してもらった方が、太良町としては全然有効な事業だということで、これはもう事業の説明会、その事業を組む前の段階で県庁の園芸課、あるいは所轄の鹿島の農林事務所、そこにはもう再三再四出かけてもいきましたし、うちからの要望も言い、あるいは前町長も県庁まで行ってもらって、写真も見、こんなのは単年度ではできないというようなことで、明許繰越ということはもう全く考えなくて、その事業を19年度もできるようにしてくれというようなことで、もう全精力を傾けてしまったけれども、災害復旧については——県庁の答えですよ、もう単年度で事業が行えるものというようなことで検討を、何度言ってもそういうことで言われておりましたので、残念ながら議員御指摘の明許繰越までというようなことは、もう全然そういう……、うちは19年度から事業を実施したいというようなことで言っておりました関係上、そこまで気が回らなかったというのが実情でございます。

以上です。

**○6番（吉田俊章君）**

今の岩島議員の質問ですけれども、実は私、12月だったですかね、質問をして、そういうことで災害についてはもう年度内だと決まっているわけですね、これは。それで、一般質問した後、すぐ前町長には県庁に行ってもらったんですけれども、相当頑張ってもらったんですけれども、それはもうちゃんと明記してあると。そういうことで3月31日だと。法的にやっぱり変えないとできんのだろうと、そのときは思って我慢をしたところです。

それからもう一つ、今言われた改植事業あたりを基金の方に変えたんだということで、私たちも一番最初は18年度の予算では基金対応の改植事業ももう面積は満杯よと。ですから、そのうちの7割できるか、8割できるかと。恐らくあっちこっちはもうできない場所もあるだろうと。そういうことで大変危惧をしとったんですけれども、幸いとは言っちゃいかんですけれども、台風の害があつて、それを災害対策の改植よりも基金の方の改植が有利だということで基金の方に移行したわけですけど、今課長が答弁したとおりですけれども、ただ、我々産地協議会をつくっているものはそっちの方に移行できたわけですけど、3町と今言われたですか、その分は災害対策でしたんだと、こういう話があったんですけれども、そ

れについては産地協議会に加入していない人がやったということになりますか。そこら辺はどうなっていますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

議員御指摘のとおり、産地協議会の計画を作成している農業団体、出荷協定とかありますので、その団体しか基金対応はできないというふうに決まっておりますので、そのようなことでございます。

○6番（吉田俊章君）

そしたら、前の質問もそういうふうにしたんですけれども、産地協議会をつくっていない人には、もうその補助金は、その事業はできませんよということになりますけれども、太良には相当の数、やっぱり員外者というのがいらして、それでは個人出荷者協議会というのをつくってられるんですけれども、そこを何とか、その団体が産地協議会をつくれるようにできないのかなと思うんですけれども、そこはどうなっていますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

昨年だったかと思えますけれども、個人出荷協議会の方と、それから県庁の園芸課ですけれども、そこが協議会等の担当の課でございます。そこで、協議を役場の会議室で行ったところなんですけれども、その説明によりますと、やっぱり出荷協定とか、共同出荷とか、そういう縛りがあるということで、なかなかその辺でまだ取り組みが、実際のところ、現状としてはちょっと一応話は——一応というか、こういう決まりがございますよということは、県庁からもうちの方からも説明をいたして、いまだにちょっと実現していない状況でございます。

○15番（田崎 誓君）

58ページのかんきつ等の被害対策事業費補助金、これは7,358千円あるわけですが、これは台風13号の被害対策というふうに提案理由説明ではあっておりますが、この補助金はどのような振り分け方をされるのか、まずそれからお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

かんきつ等被害対策事業費補助金の内容でございますけれども、これにつきましては、太良町内にJAの選果場と、それから果協の選果場がございます。潮風害による被害を受けまして、選果場の運営というのは、その出荷量に対するキロ当たり何円というような徴収をいたしまして運用をしているわけですよ。ところが、台風災害でもうミカンの数量が5割減、6割減というような中では、大変な赤字になって、その分がもう運営できないと。太良町は産地づくりのために光センサーもいち早く導入してやっておりますけれども、この価格も大

変高額な光センサーでございます。選果機でございます。その償還金についても事欠くというようなことで、大きな赤字が台風災害によって出ました。そういうことで、この事業の内容といたしましては、JAの選果機と、それから果協の選果機の運営のための補助金で、果協と農協に支出いたす補助金でございます。

以上です。

**○15番（田崎 誓君）**

だからですよ、農協と果協とに振り分けるといのはわかるとるんです。だから、この振り分け方を、どういうふうな振り分け方をするのかということをお尋ねしよっとよ。その振り分け方よ、災害の。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

お答えします。

実際に赤字を、通常であればこれだけ数量的に集まるとい数量が当然でございます。その数量から台風災害で減額しておりますので、実際のところは償還計画が立たないわけですね、利用の。その選果機の赤字分に対して30%の補助率で積算した数字でございます。

**○15番（田崎 誓君）**

私がお尋ねしよるのは、その被害がそれだけあったわけだから、その農協と果協に振り分けるといことでしょうか。だから、その被害の中身、何%農協にやって、果協に何%やるのかと、その被害の中身、それをお尋ねしよっと。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

お答えします。

7,358千円の内訳でございます。農協で4,984千円、果協で2,374千円、一応予定でございます。

**○14番（木下繁義君）**

61ページ、お願いします。

61ページの水産総務費の中で、ここに上がっております海底耕うんの清掃委託料ですね、これが減額をされております。それとまた、有明海の4県クルマエビ共同放流事業の減額ですね、こういった内容をちょっと説明して聞かせてください、この内容。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

海底耕うん事業でございますけれども、この件につきましては、大浦漁協に対しまして、大浦漁協の組合員が海に出て海底をつめかきのような形で耕うん——耕うんといいますが、（発言する者あり）決算ということでございますか。（「海底耕うんで幾らやってね、そして、これは県の補助があるものか、町単でやっとなかその辺ば聞きたかわけ」と呼ぶ者あり）

お答えします。



海底耕うん事業につきましては、国が50%、県が25%、町が12.5%、残りは地元ということでございます。

それから、クルマエビにつきましては、町の単独補助でございます。

**○14番（木下繁義君）**

このクルマエビの単独事業で60千円の減額がなされておりますが、大体このクルマエビ事業に対する補助は、町単でどのくらい出していらっしゃいますか。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

お答えします。

当初1,750千円でございます。それで、実績報告をとりまして、減額を60千円いたしております。（「違う違う、全然違う」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

勘違いいたしておりました。お答えします。

356千円ございましたけど、60千円の補正減をいたしております。

**○議長（坂口久信君）**

ほかになかですか。

**○8番（末次利男君）**

またまた農林水産課ですけれども、58ページの7の畜産業費について質問いたします。

今回、23で1,786千円の国庫分の返納金ということで上がっております。3月9日ですかね、多久市場で子牛の競り市がありましたけれども、異常なまでの高い値で推移しておりますが、町長もお見えいただいておりますが、この基礎をなしたのがやはりこの高齢者牛肉用牛の基金ですね、高齢者牛対応で一番当初は淡路から入れられたと思っておりますが、それを国が引き揚げるということで、ことしが1,786千円という返納金を計上されておりますが、これは多分5年間で引き揚げると思いますが、ここの5年分の基金の金額はわかりますか。

それと関連して繰出金、これは今度県単で始められるということですので、この辺の内容説明を求めます。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

お答えします。

今、1,786千円につきましては、議員御指摘のとおり、県単事業と、それから国庫に返還する分ということでございます。その基礎となるものは、18年の3月末で高齢者等肉用牛事業基金があります。その残高につきまして、国に対して38.77%返還するようになっております。それは毎年3月時点で、今まで高齢者牛基金を使っております。そしたら貸し付けをしておりますので、5年後に返ってきます。来年もまた、ことしから来年の3月までのうちに返ってきてまして、その金額につきましては大体10,381千円ぐらいの残高になる予定でございます。

以下、その翌年は5,776千円、その次の年は17,565千円、これはもう年度によって貸付頭

数が違いますので、その時々の方の基金の残金というのは5年後に戻ってきた残金でございますので、違ってまいります。

それで、今回計上いたしております1,786千円につきましては、18年の3月末での減額の方でございます、当初は国、県全部返せというようなことございました。ところが、有効に使っている町あたりは、これは非常に畜産振興に役立っているというようなことで、何回も県の方に陳情というか、こちらの方から要請しまして、県には返さなくてよい、ただし、積み立ててくださいというようなことになったわけですよ。それが今度、新たに県単事業ということで、高齢者の基金をまた積み立てるということになります。

それで、18年の3月末で4,066千円ありますけれども、このうちの国庫に返す分が38.77%分で1,786千円、残りにつきましては、その項目の下の方に繰出金2,820千円ということで高齢者等肉牛飼育基金繰出金ということで、県費と町費、4,066千円3月末であると申しましたけれども、それから国に返す1,786千円を引いた残りについては、県費と町費と合わせて2,820千円を積み立てるということで、県へ返還するのを免除されていると、導入すればというようなことございます。

それと同等で、来年度のまた3月には、今申しましたことし1年間で返ってまいります10,381,597円、これについて、また38.77%については、国の方に約8,000千円ほどは返すと、このようなことで来年また出てくると思います。そして、町の方には、下の方の繰出金の方には、国、県費合わせて6,357千円ほど、来年もこのような形で繰出金ということで積み立てる額が出てくるようになって、県の方に返す分は、もう町が積み立てれば返さなくていいというようなことで今後5年間出てまいりますので、申し添えます。

#### ○8番（末次利男君）

丁寧に御説明いただきましたけれども、いわゆる国庫分の38.77%を返還するというところで、あと残りの県費についてはそのまま移行するということでありますけれども、これは5年間の貸付制度でございますので、当然5年間、上がってくることは承知しておりますが、これは相場でございますので、5年間の貸付頭数ですね、これがわかれば、金額は今聞きましたので、頭数がわかればお聞きしたいと思います。

#### ○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

全部で143頭貸し付けております。

#### ○11番（岩島 好君）

まず、47ページですか、47ページの身障者の扶助費関係ですけれども、今度若干の補正というのは当然ある得ることだと思うんですが、この中で、知的障害者の施設訓練等の支援というのが14,500千円、それから障害者が8,000千円という補正がありますね。これがわかるのはいつですか。3月にならば、これだけ余るといのがわからんのですか。まずそ

れが1点。

それから、次は50ページ、児童措置費の中の被用者小学校修了時までの給付とかいうのがありますね、10,000千円とか11,000千円とか。こういうふうなやつは今の3月の時点にならんと確認できませんか。まず、そこから2点について質問いたします。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

まず、47ページの身体障害者施設訓練等支援費、それから知的障害者施設訓練等支援費につきましては、大体年を明けたころではないと、ちょっと確定というか、それができません。

それから、あと50ページですが、児童措置費ですね、これも若干移動がございますので、決算見込みにつきましては、年を明けたぐらいではないと補正がちょっと難しいというようなことになります。

**○11番（岩島 好君）**

私が言っているのは、確定は難しいでしょう。しかし、14,000千円も8,000千円も残るとというのが、12月時点で私は見込みが立つと思うんですよ。検討をすれば絶対出てくると思うんです。それが、新年度の予算に影響してこんばらんわけですよ。ところが、見てみんですか。これはそのまま3月にこれだけの補正をしながら、新年度予算を見てみんですか、いっちゃん、去年よかまだ多く上げとるじゃなかですか。あと、新年度予算で突っ込んでいきますけれども、こがんとがわからんけん、ぎゃんとば12月までに検討ばしとらんけん、新年度予算そのまま申請をするんでしょう。そしたら財政課長でもチェックはしわえんはずですよ。それが正月過ぎらんぎわかりませんで、決算見込みはびしっとしたとは出んでしょう。しかし、これだけの金額ですよ。何百万、何千万ですよ。もういっちゃんとも同じこと、10,000千円とか11,000千円ですよ。率から言ったら幾らになりますか。300千円じゃい、500千円じゃい、1,000千円じゃい残つとは当たり前ですよ、それは。

そいけん、これがまた今度、新年度の予算にいけますけれども、そのまま当初予算を組んだとよしか上回ってまた予算組んどるじゃないですか。そして、残りまして10,000千円、はい20,000千円残りまして、こげん話の通用するもんですか、あんた。私はごつといこいば言うてきたでしよう。予算の組み方については検討しなさいと。そこだけじゃないよと。補正するならそこだけじゃなくて、全体を見て余つとは余つとで落とさなさいよと。そして、最終的に3月で補正をしなさいと。そればかり聞いとるじゃなかですか。最終的に補正をしなさいというだけ、ほったらかしとって、がばつと残りまして、そぎゃんでしよう。検討しましたか、本当に。検討した場合は、これだけの人間が10,000千円も後でふえてくる、足るといのは、特別でない限りは出てこんと思うんですよ。これが一番大きな問題です、ここでは。

だから、これは当然新年度でどがん説明ばしいえんさっこっじゃいろ、私が突っ込んでい

きますので、この辺はよく勉強をしとってください。よかですか。ばってん、これはなしでけんやったねというとは説明してくださいよ。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

12月に補正を概算でしますと、精算でまた3月にもですね、（発言する者あり）岩島議員から指摘があるということで、3月にもう最終で精算をやるかということで今回補正をしたところでございますので、12月でできるということであれば、今後そうしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○11番（岩島 好君）**

私はそぎゃんことは一言でん言うたらんですよ。減ったいふえたい、減ったいふえたいすんなて言うたわけで、見込みば立てて12月にですね、3月に10,000千円もせじよかごと、8,000千円じゃい幾らじゃい減額しとけば、決算で2,000千円じゃい落とすとはいっちょんおかしゅうなかつですよ。しかし、見てみんですか、これ何割になつですか。2割も3割も落とすとつわけですよ、残るわけですよ。それをすんなて言うたけんで言わると困つですよ。

私は極端に言うと、1千円じゃい2千円じゃいばふやしたい減ったい、ふやしたい減ったいするなて言うただけで、こげん太かとかとは12月に補正しとつぎですよ、今度は新年度予算にそれが影響してくるわけですよ。結局、10,000千円組んどつたと、3,000千円余りますと。そうすると、今度は8,000千円ばかい予算しとつぎよかばいねていうとが出てくるじゃなかですか。それが何もしてなかですもんね、今度も。恐らくしてないと思うんです。

だから、あなたのおっしゃる、おいがせろて言うたてんなんてん言うてくるつぎ困るわけですよ。私はそがんことばせろて、一言でん言うたらん。ぎゃん太か金額ば、だから細かとはいっちょん言いませんよ。いつも言います。

例えば、一番上の難病のとは214千円組んどつて、補正で210千円落としてゼロにしています。これはひよっとすつぎあるかもわからんけん載せとつたとですよ、これは理屈立つですよ。ぎゃんとは変えたりなんたりすつと、おかしかて。しかし、1千何百万も、14,000千円も残つとば、おいが3月にせろて言うたけんで、そういうことまで考えてもろうたら大きな間違いですよ。私はそげん言うた覚えはなかです。

ちょこちょこちょこすんなて言うただけで、太かっでしょう、これはちょこちょこじゃなかですよ。14,000千円ですよ。ちょっと勘違いしとつとやなかですかね。その辺はびしとつと今後はしてもらわんと、私もいつまでんにゃ、がんことばかり言うちゃおられんけんですよ。幾ら言うても聞いてもらえんなら困つです。特にあなたのところと、もういっちょの課があります。特に2カ所ですから、よろしくお願いいたします。

**○10番（田口 靖君）**

37ページの総務費の一般管理費、時間外手当、当初予算15,500千円に対して8,200千円減

額、相当努力されとるということでしょうかけれども、その中身の説明をお願いします。

それから、教育費の小学校費、学校管理費、これは73ページですね、11の需用費の修繕料、当初予算の3,700千円に対して1,350千円減額してあります。中身の説明。

それから、その下の13節. 委託料、これ当初予算、耐震診断業務委託料6,000千円に対して2,249千円減額してあります。これの内容ですね。

それから、もう一つは77ページ、九州・全国大会出場補助金729千円減額、これと似たような関係だと思いますけれども、一応それだけ質問します。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

まず、37ページの時間外手当の補正減の8,200千円の件ですけれども、これにつきましては、年度当初、各課に予算割り当てをして適正な執行をしてくださいということしております。各課から年間計画を出してもらいながら事業を執行しているわけですが、ちょっと申し上げますと、16年度が19,000千円の予算で13,000千円、平成17年度が17,300千円の予算で9,700千円、平成18年度が15,500千円の予算で、今のところは7,300千円で済むということで、このように私たちも一応職員には業務の見直しを図って適正な事務執行をなさいということをお願いをして、できるだけ金額を抑えたと、それと19年度の当初予算に向かっても、ある程度の実績が出ておりましたので、19年度は10,850千円、5,000千円程度また減らして、職員にも適正な事務執行をするようにということをお願いしております。

以上です。

**○教育委員会次長（川瀬勝芳君）**

お答えします。

小学校費の修繕料の件でございますけれども、当初見込んでおりました金額でございますけれども、今現在におきまして、見込みでこの分1,350千円を落としております。今既に1,000千円ほど使っております。

それから、耐震診断の件でございますけれども、これにつきましては、多良小学校、多良中学校、大浦小学校、大浦中学校の分の4棟を耐震診断してもらっております。当初予算額につきまして、設計額でございますけど、12,000千円の予算額、小・中でございます。小学校6,000千円、中学校6,000千円でございます。

それで、合計、要するに経費削減というようなことで、一括して入札してもらっております。設計額10,097,325円でございます。それにつきまして、入札額8,844,150円、残金でございますけれども、小学校費が2,250千円ほど、中学校900千円ほど残というようなことで、減額補正をさせていただいております。

それから、中学校の九州・全国大会でございますけど、18年度におきましては大会に出場しておりませんでしたので、全額落とさせてもらっております。

**○10番（田口 靖君）**

今に関連して82ページ、一番下の19節、負担金補助及び交付金、スポーツ振興会補助金1,339千円減額、これについて説明してください。

**○公民館長（寺田恵子君）**

お答えをいたします。

82ページのスポーツ振興会補助金の1,339千円の減額に対しましては、前年度のスポーツ振興会の決算によりまして補助をしております。剰余金を次の年に充てるということになっておりますので、その分を補助いたしておりますので、当初2,000千円計上しておりましたけれども、661千円の補助をしたということで、1,339千円の補正減をお願いしているところでございます。

**○10番（田口 靖君）**

当初予算2,000千円の中で、これだけ余ったからと、剰余金という説明がありましたが、これはもともと基金の統合の中で、スポーツ振興基金と、それから文化振興基金を一緒にされたという経緯がございますけれども、そのときにスポーツ振興会なるものを、かつて太良高校の——太良高校だけじゃございませんけれども、教育振興会というのがあったですね。それに似たような形でつくられたと思いますけれども、ここらについては、やっぱりもう少し教育とスポーツは分けてですよ、基金そのものを本来の積み立ての目的に戻すべきじゃなかろうかというふうに思っておりますので、これは町長か教育長に検討事項としてお願いいたしたいと思っておりますけど、いかがでしょうかね。

**○助役（木下慶猛君）**

お答えいたします。

今、田口議員がおっしゃるとおり、文化振興基金と、それからスポーツと分けてあったわけですが、3年前ですかね、一緒に統合したわけですが、そういう趣旨であるならば、また検討いたしまして、そういうことをさせていただきます。

**○5番（久保繁幸君）**

先ほどの77ページになりますが、九州大会、全国大会出場の補助金、今年度は何も出場がないということですが、今月の末から27日ですかね、大浦中学校のバレー部が九州大会に出ますが、そのようなものには補助金は出ないんですか。次年度に出るんですか。

御存じと思いますが、あそこにも垂れ幕が張っております。3月27日から29日、大分であります、バレー部の九州大会に行くんですが、それには補助金は出ないんですか。

**○教育委員会次長（川瀬勝芳君）**

答弁いたします。

中学校九州・全国大会の補助金でございますけれども、中体連の延長というようなことで、義務的経費はこちらの方からお出ししております。一般的なやつはスポーツ振興会の方で対

応させてもらっております。

**○5番（久保繁幸君）**

そしたら別の方に行きますが、37ページの総務費の方なんですけど、一般管理費の情報公開審査会委員報酬、また、その下の防犯推進協議会委員、防犯推進員の報酬、これが当初予算からしますと全然使ってないんですが、今叫ばれております情報公開、またいろいろな問題が起こっておるこの辺の防犯等々は会合が行われなかったのか。何で行われなかったのか、その辺をまず伺いいたします。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

37ページの情報公開の審査会の委員報酬ですけれども、これは個人情報の審査会の委員会と同時開催をして、個人情報の方だけ払って、審査会には委嘱状の交付だけということで、審査項目がありませんでしたので払っておりません。個人情報だけで一応払っております。

防犯推進協議会の委員と防犯推進員の報酬については、防犯が叫ばれておりますけれども、それぞれの団体で今個別の活動をやっておられますので、会議等は開いておりませんけれども、不測の事態とか、そういうふうになったときは委員を委嘱して、こういう会議も開ければいいんじゃないかと思っております。今の現状では開いておりません。

**○5番（久保繁幸君）**

やはりこういう防犯云々は、やっぱり町の子供たちの大切さ、そういうことでぜひ開くべきだと思います。

その次の38ページに関連してなんですけど、工事請負費の通学路防犯灯設置事業、これが当初150千円で、110千円の残額ですよ。これは、町全体を見たら物すごくまだ防犯灯を立てるところがあるんじゃないかなと思います。大体17年度の予算が350千円あったんですが、17年度もそう使われなかったし、こういうものは要望がなければ設置しないわけなんですかね、お尋ねいたします。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

通学路防犯灯の設置事業については、区長さんたちをお願いをしまして、各区の通学路等でそういう防犯灯の必要などはないかをお願いをして調査をいたしております。今年度2カ所要望がありましたので、2カ所の分だけは予算を使うようにしておりますけれども、あとの管理について地元でお願いするということもあっておりますので、そこら辺もあるかと思っておりますけれども、できるだけ防犯灯については、こういうふうにありますので利用してくださいということをお願いをしております。

それと、防犯協会も独自で防犯灯の予算を持っておりますので、そちらで新設とか改修は随時されております。

以上です。

**○11番（岩島 好君）**

まず、73ページの耐震診断業務関係ですけれども、今、次長は契約が8,844,150円とかおっしゃいました、4地区で。これの振り分けですね、小学校と中学校の振り分けをまず教えてください。

**○教育委員会次長（川瀬勝芳君）**

お答えいたします。

小学校費3,749,920円、中学校5,094,230円、合計の8,844,150円でございます。

**○11番（岩島 好君）**

そしたら、今説明がありました、入札は終わりました、入札はしましたと言っているんですけれども、何で明許繰越したんですか。いつこれは発注されたんですか。ここで全額明許繰越してありますね。耐震診断は小学校も中学校も全額。いつ発注したんですか、耐震のは。まずそこから教えてください。

**○教育委員会次長（川瀬勝芳君）**

議員御存じのように、工事関係等につきましては、建設課の方に毎年委託させていただいております。建設課の方におきましても、大変多忙でございました。入札は10月にしてもらっております。10月でございます。

それで、この件につきましては、全国、県内たくさん診断を行っておる状況でございます。それで、この耐震の委託業務を行った後、県におきまして判定委員会がございまして。この判定委員会がたくさん業務を抱えておって、どうしても18年度中にはさばけないというようなことでございます。この判定委員会の判定をもって終了することになっておりますので、19年度繰り越しをさせていただいております。

以上です。（発言する者あり）

**○町長（岩島正昭君）**

ちょっと細部についてお答えします。

この設計の委託自体はある程度完了しておると思っておりますけれども、今、次長が言いましたとおり、これが各町村では検査をし切らんということで、判定委員会がございまして。これは県にも1人か2人しかおらんそうです。というのは、こういうふうな診断事業につきましては、姉歯設計事務所が全国的にああいうふうな大変なことになったものだから、結局、県自体もある程度は見きっても、専門家にしか見せられんというふうなことで、佐賀県内にも相当数の診断事業があつておるといふことで、なかなかそこら付近がもう検査しい切らんというふうなことで、今年度につきましては繰越事業という形で、恐らくうちだけじゃなくして、ほかの市町村もこの耐震事業についてはほとんどが繰り越しをやっておるといふような状況だと思います。



以上でございます。

**○11番（岩島 好君）**

そしたら、平成19年度も予定をされておりますね。こぎゃんことのあるないば、早う発注ばせんばいかんわけですよね。結局遅う発注して、10月ごろしとっけん、ぎゃんして間に合わんで言わるっわけでしょう。19年度はひとつ、こういうことのないように努力してください。

**○議長（坂口久信君）**

ほかにありませんか。

**○9番（竹下武幸君）**

79ページ、社会教育総務費の19の負担金補助及び交付金のところの地域婦人会育成補助金が減額になっておるわけですけど、減額の理由をお尋ねします。

**○公民館長（寺田恵子君）**

お答えをいたします。

79ページの負担金補助及び交付金の地域婦人会育成補助金の65千円の減額については、多良婦人会の補助金を当初365千円ということで、大浦の地域婦人会と同額の補助金を上げておりましたけれども、18年度に多良婦人会がどうしても会員の減少、あるいは各支部での婦人会活動ができないというようなことで、支部を中心とした婦人会活動はできないというような申し出がありました。

それで、今まで県とつながった組織で活動なさっていたのを、町内だけの活動を今後していくというようなことでお話がありましたので、県に払う負担金の部分をちょっと減額いたしまして、300千円補助をしたということで、今回65千円の補助金を減額させていただいたということでございます。

以上です。

**○9番（竹下武幸君）**

それはよくわかりました。そしたら、その減額分をもう3年、1,000千円からずっとへずってきとるわけですから、この減額分を多良と大浦と分けてやってもよかったんじゃないかなかですかなと思うんですけど、せつかく予算を組んどつとやけん。

**○公民館長（寺田恵子君）**

お答えをいたします。

大浦の地域婦人会の方にも同じように365千円を補助いたしておりますので、それに上乘せをしてやるというようなことは考えておりませんでしたので、そのまま減額をさせていただきました。

**○8番（末次利男君）**

46ページの負担金補助及び交付金という19ですね、杵藤広域圏の負担金、これは介護保険

費ということで、当初137,000千円ですかね、これが12,000千円余り補正減になっておりますが、平成12年やったですかね、当時2市10町で立ち上がったわけですが、今3市4町ですかね。もしわかれば、旧町単位で対象老人総数に対しての介護保険事業サービス利用者の割合、これがわかっておれば教えてください。

そして、年間、太良町で前年度対比、何人ぐらいの要介護認定者がふえたのか、そこら辺わかれば教えてください。

**○議長（坂口久信君）**

それじゃあ、答弁は後にして久保君、質問よかですか。

**○5番（久保繁幸君）**

55ページなんですが、11の需用費、衛生費の修繕料、これはいつ補正に上がったのか、まずはお尋ねいたします。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

55ページ、11の需用費の修繕料ですけれども、平成18年の9月の台風13号により資源物リサイクル棟がシャッターの被害を受けまして、予備費から9月21日に利用させてもらいまして、その分、あと工事終了しました時点で86千円残りましたので、その分を今回落とさせてもらっております。

以上です。

**○5番（久保繁幸君）**

そしたら、その件はよろしいですが、75ページと78ページの「オンリーワン」のさが体験活動、小・中学校の活動状況をお尋ねいたします。

**○教育長（陣内碩泰君）**

お答えいたします。

この事業は、県が単独で実施している事業でございまして、全額県の補助という活動でございまして、できるだけ特色ある活動をそれぞれ小学校並びに中学校、関連づけて活動しなさいと、そういう事業でございまして。

多良小・中、大浦小・中、いずれもテーマは漁業体験が中心でございまして、そのほかに、このオンリーワンだけやっているということじゃございませんけれども、オンリーワン事業の体験活動としてやっているものは漁業が中心でございまして。

それで、例えば、もう小学校につきましては大浦も多良も漁業体験ですね、刺し網漁を試してみたり、あるいは自分たちがとってきたものを料理したり、それから「役場だより」にもきょう載せておりますけれども、多良小・中学校については、海をテーマにしながら水源をたどって山に行き、そして植林をするという事業で、ついこの間完了をしたということでございまして、いつかも申し上げましたけれども、宝原地区にたくさんの植林をして、本事業

を完了しているというような事業でございます。

また、大浦につきましても、さまざまな海にかかわる体験をしております、海の魚介類を使った料理の体験をしてみたり、あるいは試験場に行っているいろいろな栽培の状況を見学したり、あるいは諫早の方の干拓地に出かけて行って見学をしたりと、そういうふうなさまざまな海にかかわる、海をテーマとした活動を展開したという状況でございます。

#### ○5番（久保繁幸君）

それでは、これは全額県の補助ということでございますが、残額が小学校は120千円残っておりますし、中学校が80千円残っておりますよね。これは県に返還しなきゃいけない金なのか。

そしてまた、今、海にかかわる体験をずっと続けておられるということなんですが、海を子供たちが体験することはいいことなんですが、もう海を体験することも、私もPTAのときからやらせておりましたので大分長いんじゃないかと、もうマンネリ化じゃないかと思うんですが、その辺はどういうふうに考えられるか、お尋ねいたします。

#### ○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

オンリーワンの小学校、中学校の予算残でございますけど、これは当初、前年度の560千円と440千円で積算しておりましたけど、県の方で確定が3月やったのですかね、そういうふうに決まったもので、この作成は12月時点で作成しておりました。そういったことで、返還じゃなくして、これが事業実績でございます。

#### ○3番（浜崎敏彦君）

39ページの電子計算費のところの委託料、電算システム改修委託料が今回も上がっているんですが、これは9月も多分補正が3,000千円ほどあったんじゃないかと思うんですけど、当初予算が2,894千円に対して倍以上の補正になっているんですけど、今後も増加の可能性はあるのか、来年度以降ですね。いろいろ変わってきているみたいですので、増加の傾向にあるのか。

それと48ページ、民生費なんですが、地域支援事業費の使用料及び賃借料の機器リース料、当初1,800千円計上されていたんですが、1,720千円の減、この減の理由ですね。

それと、もう1点です。55ページの衛生費、塵芥処理費の杵藤広域圏組合負担金、そこに1,109千円計上されておりますが、これは負担率ですかね、率をお願いいたします。

#### ○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

まず、電算関係の委託料の件につきましては、議員御指摘のとおり、一応補正を2回させていただいております。基本的に当初予算を組むときには、なるべく年度間を見込んで予算というのは立てておりますけれども、今年度は一応法改正が、12月の補正でしょうか、その

ときには障害者自立支援法改正に伴うシステムということで、これがもう大部分1,500千円程度かかっておったんですけれども、その他、予防接種とか国保資格とか健診システムということで、12月の補正では3,000千円程度で、最終的に補正後の予算額が5,900千円ぐらいになっただと。今回3月で、さらに基本的には原課が要望するようなシステムの改修委託費と法改正によるシステムの改修、これが大部分ですけれども、年度間を見込んで予算を立てておりましたけれども、予算執行残を見まして、今回どうしても対応できないということで、障害者福祉システムが大体413,700円程度かかるということで今回補正しておりますけれども、一応来年度がどうかというのは、そのときの法の改正によって若干変動はあるかもわかりませんが、一応年度間の予算を立てるときには、大体過去3年間あたりの平均を見て立ててはおりますけれども、その年々によって法改正等々が頻繁にあれば、どうしても今回のような形で補正増ということになるかと思えます。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

それでは、まず46ページ、末次議員の介護保険の利用サービスの太良町の方の占める割合ということでございますが、6.4%であります。

それから、48ページの機器リース料の減額の理由でございます。地域包括支援センターシステムということで、3市4町、広域で介護保険事業所が窓口になって、システム開発、システムの構築をやっておりましたが、介護保険制度の見直しや制度の追加等がございました。それで大幅におくれまして、システム構築が12月ぐらいまでかかっております。実際機器を搬入したのが2月でございます。そういうことで、機器リース料が3月の1カ月間のみということで、あと減額補正を今回お願いしたところでございます。

**○8番（末次利男君）**

広域での利用率は6.4%ということですが、要介護認定者の介護保険事業の利用率といえますか、これは市町村によって要介護認定者そのものもでこぼこはあるはずだと思います。一律じゃないと思いますよ。そこの旧町でわからんなら、今、合併したところの3市4町ですかね、ここでわかれば、対象者の要介護認定率、何%なのか。16%あってもあろうし、20%あってもあろうし、そのでこぼこはどうなのかということです。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

お答えをいたします。

末次議員の御質問、65歳以上の高齢者のうちの要介護の認定者数ということだろうと思っておりますが（「割合」と呼ぶ者あり）割合ですね、3市4町を言った方がよろしいですかね。武雄市が18.8%、鹿島市が16.49%、大町町が20.63%、江北町が17.7%、白石町が20.01%、太良町が16.63%、嬉野市が17.29%となっております。

**○8番（末次利男君）**

これは市町村間の介護保険事業の負担金ということになりますけれども、これは先ほど負

担割合を言われましたけれども、いわゆる町村割、あるいはサービス受給者割、その辺の割合はどうなっておりますかね。市町村間の負担金です。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

介護保険の場合には、地方交付税による基準財政需要額割というのが50%です。あとは保険給付実績割が50%、そういう負担割合になっております。均等割等はございません。

○3番（浜崎敏彦君）

答弁をお願いします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

先ほどのごみ処理施設建設費の負担金の1,109千円ですけれども、これは3月に18年度調整額ということで、最終的な調整で来ておりますので、率はちょっとわかりませんので、後で報告したいと思います。よろしいですか。

○3番（浜崎敏彦君）

それでしたら、71ページの教育費、負担金補助及び交付金の中の教科用図書採択地区協議会負担金が40千円減額となっておりますが、これは当初予算も40千円じゃなかったかなと思うんですけど、18年度は何もなかったということですかね。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

教育費の負担金の教科書の負担金でございますけど、これは協議があっておりませんでしたので、全額落とさせていただきました。

○3番（浜崎敏彦君）

これは何年に1回ぐらいあっているんですかね、教科書の採択協議会は。何年か前にあったと思うんですけどね。毎年あってないんですか。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えいたします。

それぞれ小学校、中学校、別々にありますので、3年に1回、教科書が変わることになりますので、その都度、採択協議会が持たれるということでございます。

○9番（竹下武幸君）

前に戻りますけど、55ページの塵芥処理費の修繕料を10月ですかね、補助費から出したというようなことですが、結局どういう形で予算をされたのか、そこと、結局、そしたら予算額を減額してあるわけですから、予算は幾ら立てられたのか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

当初、修繕料は予算計上しておりませんでした。それで、台風による被害を受けましたもので、予備費から229千円流用しまして、2社による見積もり入札をしましたところ、低額で落ちまして、その分86千円ほど残りましたので、今回補正減をさせてもらっております。

**○9番（竹下武幸君）**

そしたら、補正の予算書に載せてください。わかりません。載せてあったですかね。

**○財政課長（大串君義君）**

お答えいたします。

予備費につきましては、決算書の方で予備費充用の額が出てくると思います。

以上です。

**○11番（岩島 好君）**

今言いんさつごと、あなたが言うごと決算書には出てきますよ。しかし、私たちは予算差し引きをずっとしていくわけですよ、これ。そいけん、あなたのところが出した予算、ここに修繕料86千円減額でなっじゃなかですか。載ったらんわけですよ。これ、載らんわけですから。そいけん、そがんときは前なかったなら、前にじゃいろ、横にじゃいろ、例えば、予備費流用で229千円とか、ちょっと書き加えてくるっと、ああ、ぎゃん予備費ば流用してがしこ残っつとたいてわかるわけですよ。

だから、流用はすんなとは言いませんよ。したなら、そんなの仕方ばしてくいた方がいいんじゃないかということです。決算書に出てきますよと、当たり前の話です、そりゃ。今後、そがんふうにしてください。

**○議長（坂口久信君）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第21号 平成18年度太良町一般会計補正予算（第6号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 58 分 休憩

午後 4 時 11 分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第25 議案第22号

○議長（坂口久信君）

日程第25. 議案第22号 平成18年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（浜崎敏彦君）

12ページ、出産育児一時金の件なんですが、今回900千円の補正が組まれているんですが、これは人数は多分18人分じゃないかと思うんですが、平成18年度で新生児は何名、これ国保分だけですよ、何名おられますか。わかりますか。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

新生児については、18年度については把握しておりません。済みません。

○3番（浜崎敏彦君）

町民福祉課長、わかりませんか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

済みません、ちょっと資料を探しておりますので、後でよろしくお願ひします。済みません。

○11番（岩島 好君）

8ページ、これ歳入関係ですけれども、療養給付費負担金の中の療養給付費の35,972千円の減額ですね、これは今にならんぎわからんとですかね。さっきの問題と同じです。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

8ページの説明欄の療養給付費ですね、減額の35,972千円の補正の件ですが、これは年度当初においては療養給付費、それから療養費、高額療養費、移送費、老人保健拠出金、介護保険ですね、これらの当初の見込み額に対しての国、あるいは県等のそれぞれの療養給付費等の補助金の概算で算定をしとるわけですね。その後、これは途中で9月に老人と介護の事業費の見直し等によって一部1,833千円の補正減をしたわけですが、最終的には今回の補正によって再度補助金の変更申請というのを国に出すわけですが、その概算の、簡単に言えば仮決算の補助金の請求をいたしまして、その補正を今回35,972千円の補正減と

というようなことで計上しているというふうなことでございます。

以上です。

**○11番（岩島 好君）**

私が聞いているのは、その金額の問題じゃなくて、12月か11月かにある程度の見込みが立たんのかと聞いているんですよ。

**○健康増進課長（江口 司君）**

お答えします。

療養給付費から療養諸費の療養費については、1年間の療養費についての算定というのはなかなか難しかわけですよね。結局、月々、毎月毎月の増減をいたしますので、その分の今回の補正に関しては、1月ごろに補正をするわけですがけれども、現実に支払いを行うのは月末締め切りの翌月の25日で支払いをしていくわけですね。というのは、支払いが4カ月ほど先になるわけですね、全体の予算がですね。結局その見込みに対しての申請をするわけですから、どうしてもそういうふうになると。見込みが順調にいけば、それはそれとして12月でも補正ができるわけですがけれども、その辺の療養給付費等の全体枠が幾らになるかという、その枠組みづくりですね、その辺が確定すれば12月でも補正は可能なんですけれども、なかなかその見きわめが難しいというようなことで、今回補正をお願いしたところでございます。

**○町民福祉課長（新宮善一郎君）**

浜崎議員の御質問にお答えをいたします。

住民基本台帳上で、今年の2月末現在でゼロ歳児が87名になっております。

以上です。

**○議長（坂口久信君）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第22号 平成18年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**



満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第26 議案第23号

##### ○議長（坂口久信君）

日程第26. 議案第23号 平成18年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

##### ○3番（浜崎敏彦君）

6ページです。財産収入、間伐材等の売払収入の内訳をお願いいたします。

##### ○農林水産課長（高田由夫君）

6ページ、間伐材等の売払収入でございますけれども、杉、ヒノキ1万1,405本、758千円です。それから、（「もっと高く読まんばわからん」と呼ぶ者あり）はい、失礼します。

そうしましたら、まず当初予算で……（「金額の内訳」と呼ぶ者あり）はい、1,476千円の内訳でございます。

まず、杉、ヒノキで758千円、それから、同じく支障木でございます。これが23千円でございます。それから、台風災害等の売り払い分でございます。86千円です。それから、官行造林分の売り払い分でございます。892千円。それから保安林の改良に伴う分でございます。これが315千円でございます。（「2,078千円じゃないですか」と呼ぶ者あり）差し引きですね、2,075千円から当初の800千円を引きますと、1,476千円でございます。

##### ○3番（浜崎敏彦君）

よければ、本数と単価はわかりますか。わからなければ後で結構です。今、計算せにゃいかんようでしたら。教えてください、お願いします。

##### ○8番（末次利男君）

今の質問に関連いたしますけれども、この主伐対象林分といいますか、これが250ヘクタール弱ぐらいあるわけですね。平成17年でしたね、主伐収入というのが当初予算で久々に上がってきた年度だと思いますが、それ以来、間伐ということですが、やはりかなりの費用をかけて育成を図ってきたわけですね。そして、主伐対象林分が250ヘクタールに達したということであるならば、これからやっぱり販売戦略を考えていかんばいかん時期に来ているんじゃないかと思いますが、その点に対する考え方はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

ミカンについても、いろんな産業についても販売促進対策、販促活動というのはやっておられるんですけども、この点についてお考えをお尋ねいたします。

##### ○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

先ほど議員御指摘のとおり、もう主伐齢に達している、面積的にはもう250ヘクタールを

既に超えております。これにつきまして、現在、国内産の木材の需要に関しては、まだまだ微増という状態でございます、丸太等での出荷等ではなかなか、丸太よりもっといいような多良岳材ということで、生産を実際40年もかけてしております。そうしますと、多良岳材ということであれば、もう丸太じゃなくして、今後は議員御指摘のとおり、どうにかしてこの250ヘクタールを計画的な主伐によって売っていかねばならないと考えております。

それに対しましての販売対策という御質問だと思いますけれども、これにつきましては、多良岳材販売対策検討会を現在2回ほど開催しております。開催しておりますというか、これは森林組合と町と、それから市場関係者と森林所有者の方たちで多良岳材をどのような方法で販売した方が有利販売ができるかと、あるいはブランド化できるかというようなことで、あるいは市場に丸太じゃなくして製材したような形を出したらどのような形になっていくのか、製材するということになりますと、4面の無節あたりが一番いいわけですがけれども、多良岳材が果たしてその4面の無節でできるのか、2面無節とかありますけれども、そういう売り方についても、実際多良岳材を伐採して、試験的に製材というか、割ってみて、それでよしあしを実際に見て、それから、売り方については今度市場の方にも、実際多良岳材を製材した後、どのような評価を受けるのかというようなことまで計画的といいますか、どうしたら多良岳材がいい素材で高く売れるかということが山林の収入にもつながってくると思いますし、250町、40年かけて手入れをしたその材を生かした売り方を今後は考えていきたいということで検討をいたしているところでございます。

**○8番（末次利男君）**

わかりました。

ただ、今まで育成林ということで位置づけて、これは年間30,000千円ぐらいの経費をかけて育成をしてきたわけですがけれども、いよいよそういう時期に差しかかりまして、そういう販売という形もそろそろ考えて、ここをやっぱりしっかり押さえていくと、考えていくという時期に来ているんじゃないかと思います。そういったことで、恐らくこの1次産業の低迷の中で大きな雇用を生む要素というんですか、そういった要素というのがやっぱり主伐せんとなかなか後に仕事がつながっていくという側面もあるわけですよ。そういった意味からも、しかし、全く赤字では切れんよという状況でございますので、そういったことにもつなげていっていただきたいと。

それから、もう一つ提案をいたしますが、今回、岩島新町政の中で、新しく家を建てるときに何らかの補助をしたいというお話をされておりますが、ここもやっぱり多良岳材の利用促進と、町内から利用促進を図っていくばいかんということから、何らかそこらに結びつけた新築の補助体制というんですか、そういったものは考えられないのかということでお尋ねしたいと思います。

**○町長（岩島正昭君）**

そこら付近については当然考えております。

**○11番（岩島 好君）**

8ページの経営費の中の町有林利用間伐調査委託料というのがあるんですが、これは未執行ですね。それで、さっきの話に出ました間伐材の売払金等で説明がありましたが、その調査はせずに、どのようにして間伐をされたのか、お願いします。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

お答えいたします。

この委託料につきまして、減額しております委託料につきましては、調査対象地区を選定しておりましたけれども、その地区の生育が悪くて、その分についてはもうできなかったということで減額した次第でございます。

**○11番（岩島 好君）**

いや、その前に間伐材ば切っとっじやなかですか。売り上げしとっじやなかですか。その調査をどのようにしたんですか、そしたら。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

これにつきましては、流域公益事業等で特定間伐とか、補助対象を使った間伐事業がございます。そういうとの販売をしたものが上がっております。

**○16番（中溝忠喜君）**

いやね、今ちょっと私の誤解かもしれませんが、まず、これは今回財産収入として2,076千円の計上がなされておりますが、この収入そのものは大体どのくらいの、何ヘクタールぐらいの作業をして、そして、これに対する経費はどのくらいかかっているのか、その辺の内容をまずお聞かせ願いたいと思います。

それから、太良町の木材のブランドをつくるということも、これは大事と思いますが、私は雇用の問題かれこれもあるかもわかりませんが、やっぱりそろばんのないような山林経営ということはある得んわけですよ。これは大体今事業が続けられているというのも、杉崎町長のとき、わざわざ4億円の基金計上をして今日に及んでいるわけですよ。そういう背景もあるわけですから、やっぱりこのことをすることによって資金繰りに合わんと、そしてまた、それだけの価値観を生むようなやり方をとっていかんと、私は山経営というそのものを、町で切ることから、あるいはまた雇用をすること、販売をすること、やっぱりこういうことをやれば、ちょうどこの間、多良岳材を使って、そこの伊福の物産館、それからまた病院の医師住宅ですね、こういったものをつくったときも相当な赤字を出しとるわけですよ。そういうような轍を踏まんためにも、そういったことは十分考えて臨まんと、この何百町歩という伐適期の来とる木そのものが、長年の町民の汗と努力がこれにはかけられてきてとるわけですから、そういったことも十分担当者としては念頭に置きながら、自分の財産だという考え方に立ってやってもらわんと、その辺の考え方はやっぱり十分肝に銘じて取り組むことが大

事じゃなかろうかというふうに思うわけですが、その点についてどういうふうに考えられるのか。

**○農林水産課長（高田由夫君）**

お答えします。

議員御指摘のとおり、太良町には1,192ヘクタールの町有林、その中で直営林がございますけれども、現在どのくらいの費用がかかっているのかというような最初の御指摘でございますけれども、これはちょっと私の資料は平均的なものでございますが、新植から主伐まで、平均的な経費といたしましては5,749千円ほどの経費が、新植、苗木、下刈り、枝打ち、間伐、利用間伐、主伐まで行きますと大体5,749千円ほどヘクタール当たりかかるようなことになります。平均でございます。あくまで平均でございますけれども。

それで、今度は収入になりますと、ヘクタール当たり大体、主伐とかなんとか、いろいろ経費がもちろんかかりますので、そのトータルをいたしますと、利用間伐、それから下刈り補助金、枝打ち補助金、間伐補助金、主伐についての売り払いとか入れまして、ヒノキで9,464千円、収入ですね、それから杉ですと6,616千円、このようになっております。

それで、単純的にヒノキでいきますと、40年以上育てれば、今ぐらいの単価でいきますと、利益的には2,200千円ほどになるような計算にはなるんですけども、実質上はその労賃からなんからしますと、ほとんどゼロに近いというようなことになると思います。

それから、先ほど貴重な4億円の基金を積んでというようなことでございますけれども、今後は250ヘクタールも主伐齢に達しているというようなこともございますし、現在、基金自体も17年度末ではもう312,000千円ほどになっております。今後、この250ヘクタール、主伐齢に達しておりますということで末次議員からも御指摘がありましたので、お答えいたしましたけれども、雇用も発生するというようなことで、循環林的な考え方でいってもいいんじゃないかという議員の御指摘もあってございますけれども、うちとしましては、もう40年もかけて立派に多良岳材ということで育てておりますので、先ほどの答弁にまた重複するかもわかりませんが、丁寧に育てた素材をより高く売れるようなことで、あるいは地域に活用していただけるような、少しは製材あたりまで広めたところの利用をやったらどうかというふうに私としては考えておりますけど。

以上でございます。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第23号 平成18年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第27 議案第24号

○議長（坂口久信君）

日程第27. 議案第24号 平成18年度町立太良病院事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（岩島 好君）

まず、3ページからいきます。

3ページの給与費43,000千円の減額、この問題は当初予算から1回、2回と補正をされて、この前は9,168千円プラスされています。そして、今回43,000千円余りましたと。これはどういうことか。

それから、下の経費についても1、2回、3回と補正をされて、そして減額して12,500千円と。これがどのような見方でこういう予算の組み方ができるのか、まず説明をしてください。

それから、同じことですが、次は7ページです。

職員の医療手当の5節の医師手当等で14,000千円減額ですね。これは当初予算が72,830千円で、補正で1,149千円補正してあるんですよ。そして、千何百万余りますよと。それから、7節も一緒です。7節も1回補正をしてふやして、そして、そのふやしたとの倍ぐらい残りますよというふうなことになっています。

私いつも言うんですが、若干は見込み違いが当然あると思うんですよ。それをとやかく申すんじゃなくて、何百万で補正をしながら、残ったとが補正したとよりかまだ多く残ったよと。これが何かの原因のなからんばいかんですから、その辺の説明ですね。

それから、これは8ページですけれども、8ページも一緒ですが、臨時医師の報償費4,000千円の減額ですね。これなんかもやっぱり途中で補正はしてありませんけれども、これもちょっと金額的に太かつじゃなかかなというふうに思います。

あとはいいとして、9ページの一番上に資産減耗費とかいうので、固定資産の除却費2,919千円の増は、当初4,361千円ありますので、この辺の説明と、それから次の建物等の除去損ですか、損益関係で、特別損失で3,029千円のプラスですね。これは、最終的にはどのようなようになるのか、説明を求めます。

まだありますけれども、このくらいにまずします。

## ○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、給与費関係の全般的な増額をし、減額をしているということについてでありますけれども、これは、まず当初に医師を8人とか、余分に組んでいるんです。それで、看護師も26人組んでおりましたし、医療技術員も8人組んでおりました。そういう関係で、3月議会においては、もうこれ以上の増員はないだろうということが確定しておりますので、医師の6人、今現在の人数ですけれども、それぞれ看護師が22人、それから医療技術員が7人と、それぞれの現人員の数に落としまして、所要見込みを出して減額をしているということです。

それで、その途中の補正がありましたけれども、その場合は、例えば、この間補正をしたのは、超過勤務手当の分を増額補正したりとかしておりますけれども、これは、その時点でそれだけ必要だと見込んだ分を計上してしまったということで御理解を願いたいと思います。

それから、9ページの資産減耗費の2,919千円、これにつきましては固定資産の除却費ということで、今回新しい病院に移る際に、いわゆるこの除却費というのは、減価償却が終わってしまった残金というのが大体購入価格の5%残っているわけですけれども、その5%を落とさなければならないという決まりがありますので、まず、その除却費については、減価償却が終わった分の5%分をここで落としていると。それが当初の見込みと大分違っておりまして、今回2,919千円補正をさせていただきまして、総計で7,270千円という形になっております。

それから、固定資産除去損というのは、いわゆるまだ減価償却が終わっていない、例えば、もともとの病院本体の分がありますけれども、あれがまだ40,000千円程度、減価償却が残っておったり、減価償却の途中の分なんですけれども、まだ減価償却が終わっていない分を除去損として計上しろということになっておりますので、それが建物等で今回3,029千円補正をさせていただいておりますけれども、総計で148,610千円ということになります。

その内訳につきましては、今申し上げました病院の本館、それから本館の増築分ですね、それから看護師宿舎等ございましたけれども、それをもろもろ合わせて、まだ減価償却が終わり切れていない分の合計が97,585,491円ございました。それから、古い病院を解体いたしました。本館の分、それから看護師宿舎の分、それから、もとの伝染病棟の分ですけれども、それぞれ壊した金額、解体工事費ですけれども、それもここに計上することになっておりますので、その金額が51,023,700円、合計の148,609,191円ということで、この分を特別損失として今回計上すると。この分については、もう以後発生をしませんので、平成18年度限りの損失ということで、特別損失として計上させていただくということになります。

以上です。

## ○11番（岩島 好君）

今、私が質問したところばかりじゃないわけですよ。非常にこの太良病院の会計は見よ

っぎ、3月になってからもうわざわざふやしとって、3月になってからがぼつ、がぼつと落としてある。これはなしかて言うと、太良病院はこの間も補正しとるんですよね。ずっとしとるんですよ、もう。今度4回目じゃいでしょう、これ。それで、ずうっとしながら、ふえた、ふえたてしながら、どいしこじゃいろふやして、余ったころはそのままほったらかしてきて、そして、さあ余りました、余りましたて、どんどんどん2,000千円、3,000千円で減額しちやる。

私が言うのは、12月に補正ばするなら、例えば、極端に言いますと、光熱水費も12月に一遍見込みを立てて、そして若干そこで補正をすとかしとかんと、さっきの話じゃなけれども、私はそういうことをちょこちょこちょこすんなと言うとととですけど、ぎゃん太か何百万、何千万というとは補正すんなとは言うた覚えはございませんよ。

だから、今度の給与にしても43,000千円ですよ。それば何で12月に見込みが立たんやったのか。あなたの説明ば聞くぎ、お医者さんば余分に組んどって、12月になってからお医者さんば入れて、そいぎ幾ら銭の要ととですか。例えば、1月から来んさったにして、1人に43,000千円も要ととですか。恐らく12月で見込みを立てれば、減らしとっててもよかったっじゃなかかという気がします。それはほかにもどっさいあつです、あなたのところは。

だから、私がさっき言うたように、あそことあそことと言うたごと、あなたのところも一つのアそこのうちですから、今後気をつけてください。やっぱり私が10何年間もぎゃん言うてきて、まだでん直らんごたっぎ、何のためおりや言いよったじゃいわからんですよ。

だから、今回は、ちょこちょこしたとはこの前から補正がありませんので、ああ、言うこと聞いとって思うぎにや、ぎゃん太かとはがぼつとのけて、決算の3月に不用額が決算委員会でやらるっけん、どさつと落とすと、そういう考え方が間違いですから。ひとつぴしとただしてもらってしてもらわんと、今後せんごとしてくれんぎ困つですよ。ごつといこいば言わんばいかんけんが。一応そういうことで、財政課長、ちょっと御指導をびしととしてください。太良町の中の各課には課長はおりますよ。そして、各課で余り言わじよかとはばっかいですけど、言わんばところは何カ所じゃいじゃなかですか。これは財政課長の指導の悪かつですよ。どぎゃん思いますか、財政課長。あなたが全部補正ばチェックしよるんでしょう。

**○財政課長（大串君義君）**

今後、さらに厳しく指導していきたいと思えます。

**○6番（吉田俊章君）**

今、固定資産の除去損ですね、多額でびっくりすつごたつとですけども、それがまだ減価償却終わらん分と、耐用年数があるわけですね。今、よう私聞いとらんやったけんわからんやったですけども、大まかにどういうものがあつとですかね。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

これはまず、大まかでよろしいですか。まず病院本館があります。これはまだ減価償却の途中でございました。それから、先ほども申し上げたように看護師宿舎もあります。それから、本館を増築した分があったんですけども、南側、南東側というんですかね、それもございました。それから、以前渡り廊下というのが、東側にずっと長い50メートルぐらいあるのをつくったんですけど、それもまだ残っております。それから、建物附属棟といって、火災報知器とか、それから、電話配線改修工事あたりもまだ減価償却をしておりません。

それから、構築物になりますと、焼却炉があったんですけども、これもまだ耐用年数が残っております。でも、これは実際にはなかなかダイオキシン等の関係で使っておりませんでした。それから備品も27品目、それから機械も16品目程度、減価償却が終わっていない分があったということでございます。

#### ○6番（吉田俊章君）

私たちはようわからんとですけども、構築物については、それは当然そうならざるを得なかったと思います。ただ、備品等について必要ないと、そういうことだったんだろうかなと思うんですけども、やっぱりできるだけ耐用年数まではいった方がいいんじゃないかなという気がします。

それから、今、新しいそういう備品でもどんどん買われて、我々もちょっとようわからんで、必要なものだろうと。その中でも、今現にとっておかれている分についても、そういうふうに新しい物にどんどん変わって使えないものがあるんじゃないかなと気がしてならんですけれども、そこら辺ひとつよろしくお願いします。

#### ○15番（田崎 誓君）

病院会計の1ページを見ますと、大体太良町の病院の収益が973,557千円とあります。そして、収入が1,039,836千円、支出がまた同じく1,039,836千円とあるわけですが、病院に1年間で大体20億円という金を借りまして、そして、1億円ずつ返済をしていかにやいかんということでございますが、こういう非常に財政の厳しい折柄でございますので、それで滞納された方、病院にかかって滞納され、今までずっと話し合いをしてきとった方で1人で約900千円という方がおられたわけですが、その後の徴収率はどの方向に向いていますか。これをお尋ねします。

#### ○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

先ほど田崎議員がおっしゃった分については、その後は10千円とか20千円入ったんですけども、まだ残っておるという状況でございます。まだ800千円程度残っております。

それから、全体的に申しますと、今、12月の31日現在ですけども、全部で7,900千円ぐらいの滞納があると。平成18年度に限って申し上げますと、1,059,880円と、それだけの滞納があるということでございます。



○15番（田崎 誓君）

まだ現在1人で800千円もあるというようなことでは、これだけ毎年1億円ずつの金を負担していかにかいかん、返済していかにかいかんというその時期に、あれから何年になりますか。これを思うとき、私は議員の一人として、やっぱりこれを何とかして10千円か20千円かと、800千円から残っておるのに……はそれは変わったことはないじゃろうけど、全然ないと、どうにもこうにもならんという生活であるのならば、それはある程度ない袖は振られんという考えもあります。しかし、余り長い年数にわたってその滞納を、私たちはこの議会全員が見逃すわけいかんと、そういう感じに思います。

いつかの議会において、佐藤議員がおった時代に、非常にこれを厳しく追及した過去があります。だから、こういう年数が余り長いので、これを何とかしなければ、私たち議員として黙って見逃すわけにいかんと、かように私は思うわけであります。だから、これをこういう議会で物すごく厳しく追及されたということで、やっぱり徴収を何とかしないと、年に10千円か幾らか払いよつというの、どうにもこうにもならん。だから、これはもうどうかしたなら差し押さえでもするですよというような厳しい請求をしなければ、私はその徴収はできないのじゃないかという気がします。だから、その辺をもうちょっと議員全部で考えて、そして、この徴収を何とかしていただくようお願いをしたいと、こういうように思います。もうこれ以上追及はしません。

○7番（恵崎良司君）

3ページの、これは先ほど岩島議員が聞かれて、ちょっと答弁のなかったと思いますけれども、減価償却費ですけれども、補正前が90,725千円と今回33,077千円ですか、これは35%ぐらいですね、補正前からまた出とるわけですけれども、124,000千円ぐらいと。これは何で今こういうふう増額になったとですかね。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

大体減価償却費というのは、購入した翌年度から、いわゆる17年度に購入をしましたので、18年度から減価償却を始めるということになっております。まずそれが第1点ですけれども、それで、新年度予算ができるのが大体1月の初めぐらいにはつくってしまわなければいけないんですけれども、その際、あと3月までずっと買い続けておったわけです。それで、その間、どれぐらいになるだろうかということで、見込みで一応減価償却額というのを計上させていただいておったんですけれども、今回、全部買った後に精算というか、精査をしたところが、この金額の差が出てきたということでございます。そう御理解をお願いします。

○7番（恵崎良司君）

しばらくは、そしたら翌年度以降も大体これと定額というか、定率というか、何かあつとと思いますけれども、その率、償却の率なんかは変わつとつとですか、変わってないんです

か、最初から。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

その減価償却の率については定額法でずっとやっていくもんですから、ほぼ毎年これに近い金額が落ちていくということでお考えになって結構だと思います。

**○7番（恵崎良司君）**

何年ぐらい続くとですかね。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

それぞれ先ほど家屋とか建物とか、それから備品とか機械とか構築物とか申し上げましたけれども、それぞれ違いまして、建物が大体39年で減価償却と、備品になりますと5年から6年、それから、構築物になりますと15年ぐらいで落とすというふうな形になっています。

**○16番（中溝忠喜君）**

今の説明の中で、やっぱり減価償却費の計上ということになれば、相当な予算関係が圧迫されてくるといようなことになると思うんですが、これは大体減価償却の積算内容というのはどういうふうになるわけですかね。大分これは複雑でしょう。もし説明が今簡単にでけんとなれば、後でその内容を提出してもらえば幸いだと思いますが。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

後ほど提出もいたしますけれども、ここで簡単に申し上げますと、39年とか15年とか6年とかありますので、それぞれその金額に90%をまず掛けて、それから、その年数で割るんですね。そしたら1年分に落とす額が出てくるということです。例えば、建物は39年なら、本体が10億円かかっていたら、90%掛けて9億円を39年で割って1年分落とす額が出てくるという、そういう形になっております。

これは備品も同じですけど、例えば、備品は5年で落とすとすると、ある額の備品があったとすると、9割を掛けて、それを5年で割った額がその年の減価償却額ということになります。

それをそれぞれ、建物も年数が違いますし、構築物も違いますし、備品も違いますし、機械も違いますので、それぞれ1品ごとにずっと出して行って、それを積み上げた額が今の額になっているということでございます。

**○6番（吉田俊章君）**

ちょっと今の33,000千円ですね、補正になってはいますがけれども、今年度は新病院になったということで、そこら辺で突然必要な機械もあったろうし、いろいろあったらと思います。通常年であれば、当初予算でそれだけ上がったら、あと幾らか変わっていくという状況だろうと思うんですけども、最初の年でこんなに大きかったのかなと思います。今からも病院が当たり前稼働して、そういったことになれば、特殊に機械を買うとかなしには、やっぱり当初予算と余り変わらなくていいと思うんですけどいいわけですか。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

そのように考えておられて結構だと思います。

**○7番（恵崎良司君）**

この124,000千円のうち、主に一番長い建物の39年の分ですけれども、大体これは一番大きいわけでしょう、これが。大体これは幾らぐらいですか、年間、建物の分。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

建物と一口に言いましても、医師住宅とか、それから病院の本体とか附属棟があります、車庫とか。それを全部、償却額をそれぞれ一つずつ出して積み上げた額が25,691,082円と出ています。建物だけです。

以上です。

**○3番（浜崎敏彦君）**

1点だけ質問させていただきます。

9ページに先ほど話があっておりましたが、固定資産除去損、特別損失ですね。3,029千円、トータルで148,610千円なんですけど、この固定資産除去損というのは、4ページを見ますと支出の方で全額支出の欄に載っているんですけど、先ほどの説明を聞いておりましたら、減価償却の残の損だという説明のようでしたので、従来なら減価償却が残っているということは、病院の財産として見るべきじゃないかと思うんですよ。ですから、普通なら資本の方の金額が減るんじゃないかなという感じがするんですけど、この4ページを見る限りにおいては1年で落ちると、こういう処理の仕方でもいいのかどうか、説明をお願いします。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

この固定資産除去損というのは、壊した建物の分ということで、今現在はありませんということなんです。それで、その分は先ほど申し上げましたように、減価償却が終わっていない分については損失として計上しなさいということになっておりますので、このような処理をしております。

**○3番（浜崎敏彦君）**

いや、さっき言っていたように、例えば、建物等は町の資産になるわけでしょう、当然ながら。それを壊したからなくなったということであれば、資産が減ったという判断をするのか、ゼロになったから1年間で145,000千円も落とすとなれば、当然ながら赤字がふえますよね。支出がぼんと上がってくるわけですから。そういう税務上の処理をしていいのかどうかというのを聞いているんですけど。

**○太良病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

それは、まあそういう指導ですので、そうさせていただくよりほかはないと思っています。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第24号 平成18年度町立太良病院事業会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。お疲れさまでございました。

午後5時5分 延会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 吉 田 俊 章

署名議員 恵 崎 良 司